

平成26年10月3日

平成29年 8月1日一部修正

平成30年11月1日一部修正

当直における
令状事務処理要領
(刑事関係マニュアルⅠ)

さいたま地方裁判所刑事訟廷事務室

《目次》

■ ①総則	1
■ ②通常逮捕状(甲)	8
■ ③緊急逮捕状(乙)	20
■ ④搜索差押許可状	29
■ ⑤夜間執行の追加請求	38
■ ⑥強制採尿 (= 搜索差押許可状)	39
■ ⑦差押許可状	46
■ ⑧記録命令付差押許可状	54
■ ⑨リモートアクセスによる複写処分 (= 搜索差押許可状, 差押許可状)	62
■ ⑩検証許可状	73
■ ⑪身体検査令状	80
■ ⑫鑑定処分許可状	87
■ ⑬強制採血, 毛髪採取 (= 鑑定処分許可状, 身体検査令状)	95
■ ⑭保護許可状	110

(別添)

⑮「さいたま地方裁判所管轄区域内刑事施設等一覧表」

⑯一般令状請求の対応について (疑問点)

- ・ 自動車に対する搜索・差押えと必要な令状について
- ・ 外国人の表記について

■ 総則 ※凡例 法：刑事訴訟法 規則：刑事訴訟規則

第1 本マニュアルで取り扱う令状

- 1 通常逮捕状
- 2 緊急逮捕状
- 3 搜索差押許可状
- 4 強制採尿（搜索差押許可状）
- 5 差押許可状
- 6 記録命令付差押許可状等
- 7 検証許可状
- 8 身体検査令状
- 9 鑑定処分許可状
- 10 強制採血・毛髪採取（鑑定処分許可状＋身体検査令状）
- 11 保護許可状

※ 次の令状について請求がされた場合は、刑訟管理官に御相談ください

- 鑑定留置状（法224条，167条）
- 臨検・搜索・差押許可状（国税犯則取締法2条，地方税法71条の1から4，関税法121条，金融商品取引法211条）
- 臨検・搜索・押収許可状（出入国管理及び難民認定法31条）
- 臨検・搜索許可状（児童虐待の防止等に関する法律9条の3）
- 鑑定処分許可状（関税法132条の2）
- 引致状（更生保護法63条4項，売春防止法26条）
- 通信傍受令状（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律4条）
→ 地裁の専属管轄
- 国際捜査共助等に関する法律に基づく令状（同法12条）
→ 地裁の専属管轄

第2 請求先

- 1 処理庁を確認します。

ただし、原則として、午後5時から翌日の午前8時30分までの間に請求があった場合の処理庁は「さいたま簡裁」となります（平成26年3月13日付「本庁の宿直における一般令状事務処理要領」）。

※ 例外2点

- 簡裁判事発令のない未特例判事補が当番の場合は「さいたま地裁」が処理庁となります。
- 休日昼間当番の裁判官が担当する休日の午後5時から午後7時までの間は引き続き、休日昼間の処理庁となります。

2 原則として、県北ブロック処理分（熊谷支部、秩父支部、熊谷簡裁、本庄簡裁及び秩父簡裁管轄区域内にある警察署からの請求）を除きます。

○ やむを得ない事情があるときは、最寄りの下級裁裁判官に請求することができます（規 299 条 1 項）。

○ 少年事件については、請求者の所属する官公署の所在地を管轄する家裁裁判官に請求することができます（規 299 条 2 項）。

第 3 令状の請求権者（令状の種類により、請求権者は異なります。）

1 検察官，検察事務官

2 一般司法警察職員（司法警察員，司法巡査）

※ 司法巡査は、緊急逮捕状のみ請求することができます（法 210 条 1 項）。

※ 通常逮捕状は法 189 条及び 199 条 2 項による指定を受けた警部以上の階級の者のみ請求することができます。

○ 埼玉県警察における該当者は次のとおり

(1) 埼玉県警察本部長

(2) 埼玉県警察本部の生活安全部，地域部，刑事部，交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官

(3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

3 特別司法警察職員

(1) 刑事施設の長及びその他の刑事施設の職員

(2) 森林管理局署の職員

(3) 公有林野の事務を担当する北海道庁の職員

(4) 船長その他の船員

(5) 皇宮護衛官

(6) 鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県の職員

(7) 労働基準監督官

(8) 船員労務官

(9) 海上保安官，海上保安官補

(10) 麻薬取締官，麻薬取締員

(11) 鉱務監督官

(12) 漁業監督官，漁業監督吏員

(13) 自衛隊の警務官，警務官補

第 4 令状案のチェック

令状案作成後は、点検票を使用し、慎重に確認作業を行います。

特に、人定事項、日付、有効期間及び罪名の誤りは、その後の勾留請求や起訴段階において、手続に支障を来すことになるため、特に正確さが求められます。

第5 契印の取扱い

1 令状請求書

規則58条3項及びこれを受けた犯罪捜査規範56条によると、毎葉ごとの契印は不要となることから、契印がない場合でも、請求者に対し、契印を強いることはできません。

2 令状

令状は裁判書であることから、規則58条2項により、裁判官の契印が必要となります。

請求書を引用して作成する場合、請求書の各葉に契印がないときは、請求者に任意の契印を求めるか、裁判官が全葉に契印することになります。

※ 過誤防止の観点から、請求書に契印がない場合、令状請求を受け付ける段階で、請求者に対し、任意の契印を求める取扱いが相当です。

第6 令状請求の却下（引致場所変更請求及び追加的夜間執行許可請求を含む。）

裁判官が令状の請求を却下する場合、規則140条に従って処理します。

具体的には、

- 1 令状案を請求書から剥離した上で（令状案が請求書を引用している場合のみ）、破棄し、請求書原本の余白に次の記載（押印）をします（逮捕状の場合は謄本も同様に行います。）。

「本件請求を却下する。」

平成〇〇年〇月〇日

さいたま〇〇裁判所 裁判官 〇〇〇〇 印」以下の【※】参照

※ 原則として、却下理由の記載は不要です。

ただし、逮捕状（緊急逮捕）の場合は、(1)逮捕行為自体が違法、(2)逮捕行為自体は適法、その後の逮捕状請求手続が違法、(3)令状発付時に逮捕理由、必要性がない等、理由が多岐にわたることから、却下理由を明記するのが相当です。

- 2 裁判官の押印後、令状請求事件簿の「結果」欄にある「発付」の文字を二重線で抹消した上で、却下と朱書きします。

※ この抹消に訂正印は不要です。

- 3 請求者に対し、請求書原本及び疎明資料を交付し、令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。

- 4 逮捕状は、請求書謄本1通が添付されます（規則139条2項）。

逮捕状の請求が却下された場合は、請求書謄本の上部に赤字で「却下」と記載した上、[REDACTED]クリアファイルに入れて引き継ぎます。

【※】本件請求を却下する。

平成〇〇年〇月〇日

さいたま〇〇裁判所 裁判官 〇〇〇〇 印

逮捕状請求書（甲）

平成26年6月2日

さいたま地方裁判所 裁判官 殿

埼玉県浦和警察署

刑事訴訟法第199条2項による指定を受けた司法警察員

警 部 [REDACTED]

印

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.2	100	浦和	覚せい剤 取締法違 反	[REDACTED]	甲	大宮	発付 却下	印	当直 21:35受付

第7 令状請求の撤回

令状請求要件の不備等があった場合、請求者が請求の撤回を申し出ることがあります。

請求の撤回は、法令上の根拠に基づくものではなく、事実上の行為であるから、撤回を認めるかについては、必ず裁判官の指示を受けます。

裁判官が、撤回を認める場合、次のとおり処理します。

- 1 令状案を請求書から剥離した上で（令状案が請求書を引用している場合のみ）、破棄し、請求書原本の余白に次の記載（押印）をします（逮捕状の場合は謄本も同様に行います。）。

「撤回

裁判所書記官 印」以下の【※】参照

※ 事実上の記載のため、書記官の認印で足ります。

- 2 令状請求事件簿の「結果」欄にある「発付」の文字を二重線で抹消した上で、撤回と朱書きします。

※ この抹消に訂正印は不要です。

- 3 請求者に対し、請求書原本及び疎明資料を交付し、令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。

- 4 逮捕状は、請求書謄本1通が添付されます（規則139条2項）。

逮捕状の請求が撤回された場合は、請求書謄本の上部に赤字で「撤回」と記載した上、XXXXXXXXXX（当日の処理庁のもの）にあるクリアファイルに入れて引き継ぎます。

【※】撤 回 逮捕状請求書（甲）		裁判所書記官	印
平成26年6月2日			
さいたま地方裁判所 裁判官 殿 埼玉県浦和警察署 刑事訴訟法第199条2項による指定を受けた司法警察員			
警 部			印

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.2	100	浦和	覚せい剤 取締法違 反	XXXXXXXXXX	甲	大宮	発付 撤回	印	当直 21:35受付

第8 令状の返還

再請求に伴う返還と執行が不要となった場合の返還があります。

(再請求に伴う返還と執行が不要となった場合の返還共通)

- 1 令状返還書に令状が添付されていることを確認します。

※ 返還者が持参する帳簿に受領印を押捺します。

- 2 令状返還書の余白に受付日付印を押捺し、その傍らに認印します。

- 3 当直文書受付簿に、所要事項(文書の表示:返還令状)を記載します。※ 処理庁の当直文書受付簿を使用します。

- 4 以降は、返還の理由別に記載しています。

(再請求に伴う返還)

- 4 返還令状は、再請求された令状発付のための資料として、裁判官に上程します。

- 5 再請求された令状発付後、令状請求事件簿における当該令状の備考欄に返還された旨及びその年月日を記載します。

※ 記載例:「26. 1. 9 返還」

※ 管内の支部及び簡裁の裁判官が発付した令状については、事件簿の記載は不要です。

- 6 返還令状は、当直文書受付簿に挟んで、引き継いでください。

(執行が不要となった場合の返還)

- 4 令状請求事件簿における当該令状の備考欄に返還された旨及びその年月日を記載します。

※ 記載例:「26. 1. 9 返還」

- 5 返還令状は、当直文書受付簿に挟んで、引き継いでください。

※ 管内の支部及び簡裁の裁判官が発付した令状については、直接、当該令状を発付した裁判官が所属する庁に返還するよう指示してください。

第 1 号
平成26年1月9日

さいたま地方裁判所 御中
埼玉県浦和警察署

官職 司法警察員警部

氏名

印

令 状 の 返 還 に つ い て

貴裁判所裁判官から発付を受けていた令状を次のとおり返還します。

令状の種別	被疑者氏名	罪 名	返 還 の 理 由
逮捕状 (通常逮捕)		殺 人	① 被疑者所在不明のため、有効期間中に令状を執行することができなかったため。 2 令状の執行の必要がなくなったため。
			さいたま地方裁判所 26. 1-9 19時25分 印

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
1.2	13	浦和	殺人		甲	川越	発付	印	当直 13:13受付 14:13発付 26.1.9返還

■ 通常逮捕状(甲) (法199条)

逮捕状請求書 (甲) 【※第1】

平成26年6月2日

【※第2】

さいたま地方裁判所 裁判官 殿

【※第3】 埼玉県浦和警察署

刑事訴訟法第199条2項による指定を受けた司法警察員

警 部

印

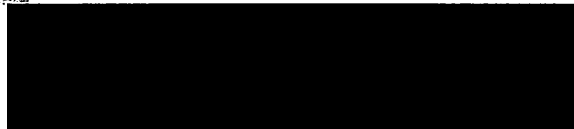
下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

【※第4】

記

1 被 疑 者 【※第5】

氏 名
年 齢
職 業
住 居



2 7日間を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

印

【※第6】

3 引致すべき官公署又はその他の場所

埼玉県浦和警察署又は逮捕地を管轄する警察署

【※第7】

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由 【※第8】

印

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由 【※第9】

尿の搜索差押え調書、尿の鑑定書、写真撮影報告書(被疑者の両腕に見られる多数の注射痕の状況)、各報告書、氏名照会書等

6 被疑者の逮捕を必要とする事由 【※第10】

被疑者は、疎明資料で明らかのように覚醒剤使用の前科を有する素行不良者である。単身者であり、本件採尿においても任意に応じておらず、逃亡のおそれがあるので逮捕のうえ取り調べる必要がある。

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由 【※第11】

印

8 30万円(刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪について2万円)以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由

【※第12】

印

9 被疑事実の要旨
別紙記載のとおり 【※第13】

さいたま地方裁判所

26. 6-2

21時35分

(む) C第100号

印 (受付)

請求書

〈受付〉

第1 請求書（原本及び謄本）の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。

※ 謄本に、謄本認証がされているか、確認してください。

謄本の訂正印は、原則として謄本認証者の印を押捺しますが、持参していない場合は、請求者の印で代用します。

第2 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印します。※「地裁(む)、簡裁(る)」,「逮捕状はC」

第3 令状請求事件簿の備考欄に「当直」及び受付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備考
6.2	100	浦和	覚せい剤 取締法違 反		甲	大宮	発付		当直 21:35受付

〈点検〉

第1 日付

請求当日の日付になっているか、確認します。

第2 請求先

処理庁になっているか、確認します。

第3 請求者の記載

○ 請求権者：検察官及び指定司法警察員

- 1 請求者の所属官署
- 2 指定司法警察員(法199条2項による指定を受けた警部以上の者)
※ 特別司法警察職員から請求がされた場合は記載不要です。
- 3 請求者の署名(記名)押印
押印漏れがないか、確認します。
- 4 署印又は庁印
※ 法定の要件ではありませんが、押す慣行となっています。

第4 罪名

- 1 未遂、教唆・幫助等も正確に記載されているか、確認します。

- 2 特別法犯の場合、罰条までは記載していません。
(例 覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反)
- 3 被疑事実の要旨と整合性があるか、確認します。

第5 被疑者の人定事項

- 1 戸籍謄本、住民票、本籍照会等で正確にチェックします。
(再請求の場合)

再請求が続くと、年齢が変わることがあるので、注意してください。

- 2 外国人の場合は、生年月日が西暦で記載されています。
- 3 氏名が確認できない場合(運転免許証、外国人登録証明書の写し等が偽造されている等の可能性があり、真正であることが明らかにならない場合等)は「自称」となります。

氏名が判明しない場合は、通常、身体的特徴や被疑者の写真で特定されます(規則142条2項)。

※ 写真と台紙の間の左右2箇所に、割印してもらいます。

- 4 年齢、職業、又は住居が明らかでない場合は、その旨の記載があれば足ります(規則142条3項)。「例：住居不詳」

※ 14歳未満の少年の行為については、逮捕することができません(刑法41条)。

※ 国会議員については、国会会期中に逮捕することができません(憲法50条)

第6 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

- 1 7日を超えない場合は、斜線と押印がされています。

※ 令状の有効期間は発付の日から7日間(規則300条)

7日より短い期間を請求することはできません。

仮に、7日より短い有効期間が定められた場合は、その期間を超えて逮捕すれば違法とされています。

- 2 7日間を超える期間を必要とする事由は具体的に記載します。

例：「3か月 被疑者は、犯行後所在不明で、その所在捜査に相当期間を要するため」

(再請求の場合)

(1)

- (2) 再請求が続いている場合は、公訴時効が成立していないか、確認してください(法250条)。

令状請求時には時効が成立していなくても、有効期間内に公訴時効が到来する場合、有効期間は時効成立の前日までしか設定できません。

なお、次の場合は時効の進行が停止します。

- (1) 共犯の1人が起訴された場合の他の共犯(裁判確定までの間)
- (2) 被疑者が海外逃亡している場合

第7 引致すべき官公署又はその他の場所

通常、引致すべき官公署は「請求者の所属警察署又は逮捕地を管轄する警察署」と記載されています。

請求者の所属以外の警察署が記載されている場合は、請求者に対し、事情を聴いてください。

第8 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由

規則146条に対応するものです。通常は記載すべき事項がないため、斜線と押印がされています。

被疑者が現在していると思料される関係箇所を一斉に探索して逮捕を試みる場合が考えられます。

※ 緊急執行（法201条2項、73条3項）できることから、余り請求されることはありません。

第9 被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由

特定の犯罪について嫌疑があり、その嫌疑を肯定できる客観的・合理的な根拠を示すための捜査資料が記載されています。

記載された捜査資料が疎明資料として添付されているか、確認してください。

第10 被疑者の逮捕を必要とする事由

明らかに逮捕の必要がない場合に逮捕状を発付しないことを定めた法199条2項ただし書及び規則143条の3に対応するものです。

被疑者の年齢、境遇、犯罪の軽重・態様その他諸般の事情を総合的に考慮し、逃亡・罪証隠滅のおそれの有無等の判断資料となります。

第11 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

逮捕の不当な蒸返しを防ぐために通知義務を課した法199条3項に対応するものです。更に、人権保障を徹底するため、現に捜査中である他の犯罪事実も記載すべきとされています（規則142条1項8号）。

※ 記載すべき事項がないときは、斜線と押印がされています。

1 「同一の犯罪事実」で再度逮捕状請求がされる場合

(1) 前の逮捕状請求が撤回又は却下されたが、その後、要件が備わったとき

(2) 前に逮捕状の発付を受けたが未執行

ア 再請求（逮捕できないうちに、有効期間経過）

イ 前に発付された逮捕状に誤記が発覚

(3) 被疑者の逮捕後

ア 逮捕状執行後、逮捕状に誤記が発覚した場合

イ 被疑者が逃亡

※ 「犯罪事実」が記載されているか、確認します。

2 「現に捜査中である他の犯罪事実」とは何か。

前に逮捕状を請求し、現在も捜査中の別件犯罪事実

(1) 起訴された犯罪は、捜査が終了しており、これに該当しないことから、記載は不要です。

※ 例外として記載を要する場合

常習一罪の一部について起訴されている場合で、同罪を構成する事実について、逮捕状を請求するとき

(2) 発付、却下（撤回）を問わず、捜査中の犯罪事実にかかるものはすべて記載します。

(3) 法199条3項や規則142条1項8号には規定されていませんが、現行犯逮捕された事実も記載します。

※ 「犯罪事実」が記載されているか、確認します。

第12 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法199条第1項ただし書に定める事由

規則143条の3（法199条1項ただし書の軽微な罪については、身体の拘束によって被疑者の受ける苦痛の大きさに照らして、住居不定又は正当な理由のない不出頭という事情がある場合に限り逮捕が許される）に対応するものです。

例：軽犯罪法違反、過失傷害罪（刑法209条）、過失往来危険罪（刑法129条）、侮辱罪（刑法231条）

※ 記載すべき事項がないときは、斜線と押印がされています。

第13 被疑事実の要旨

1 罪名と対応しているか、確認します。

2 憲法33条の「令状に犯罪を明示すること」を受け、被疑事実の要旨を記載することを求めた法200条1項に対応するものです。

他の事実と識別可能な程度に、具体的かつ明確に記載する必要があります。

3 被疑事実において、別紙（または別表）を引用している場合は、別紙（または別表）との間に契印がされているか、確認します。

請求書との契印

印

【※第6】

逮 捕 状 (通常逮捕)

被 疑 者 の 氏 名

【※第1】

被 疑 者 の 年 齢
住 居 , 職 業 名
罪 名
被 疑 事 実 の 要 旨
被 疑 者 を 引 致 す べ き 場 所
請 求 者 の 官 公 職 氏 名

別紙逮捕状請求書のとおり 【※第2】

有 効 期 間

平 成 2 6 年 6 月 9 日 まで 【※第3】

有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。

平 成 2 6 年 6 月 2 日 【※第4】

さいたま地方裁判所

裁 判 官

大 宮 慶 人

印

【※第5】

逮 捕 の 年 月 日 時
及 び 場 所平 成 年 月 日 午 時 分
で逮捕

逮捕者の官公職氏名印

引 致 の 年 月 日 時
及 び 場 所

平 成 年 月 日 午 時 分

記 名 押 印

送 致 す る 手 続 を し た
年 月 日 時

平 成 年 月 日 午 時 分

記 名 押 印

送 致 を 受 け た 年 月 日 時

平 成 年 月 日 午 時 分

記 名 押 印

逮捕状

〈発付時〉※ 点検票を使用してください。

第1 被疑者の氏名

- 1 戸籍謄本等で確認し、正確に記載します。
- 2 自称、通称名も記載しますので、疎明資料で確認してください。

※ 外国人の場合

裁判所では日本語を用いる（裁判所法74条）こととされているため、被疑者が外国人の場合「外国語のスペルにふりがな（片仮名）を付記する」方法が相当です。

ただし、捜査の初期段階で、日本語の読み方が判明していない場合等は、ふりがなは不要です。

- 3 写真があれば「別紙逮捕状請求書(甲)添付写真の男(女)」という特定も可能です。

例 通称「うな子」（年齢25歳くらい、身長150センチメートルくらい、目つきが鋭い、一見東洋人風の「別紙逮捕状請求書(甲)添付写真の女」）

第2 被疑者の年齢、住居、職業、罪名、被疑事実の要旨、被疑者を引致すべき場所、請求者の官公職氏名

これらはすべて逮捕状請求書の記載を引用する形式が用いられています（規則145条）。

第3 有効期間

適法に逮捕状の執行に着手しうる期間です。

この期間は現実には身柄を拘束する期間ではないので、期間について的一般原則に従って初日算入はしません（法55条1項）

末日は休日でも差し支えありません。

※ 月単位で期間を計算する場合は暦に従います。

例 1月1日から有効期間3か月の逮捕状を発付する場合には、起算日（1月2日）の応当日
→ （4月2日）の前日である4月1日までとなります。

例 満了する月に起算日に応答する日がない場合には、その月の末日が満了日となります。

例えば、1月30日から有効期間1か月の逮捕状を発付する場合には、2月28日（閏年は29日）までとなります。

※ 有効期間が7日を超える場合、令状請求事件簿の備考欄に、その期間を記載してください。

第4 発付年月日

発付が午前零時を過ぎる場合は、注意してください。

第5 裁判官の記名押印

第6 契印

裁判官が、令状と請求書との間に、契印します。

※ 請求書の各葉に契印がないときは、請求者に任意の契印を求めるが、裁判官が全葉に契印することになります。

第7 発付

- 1 [] 逮捕状の押印、契印等の形式的な部分を確認した後、請求者に対し、逮捕状及び疎明資料を交付し、令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。
- 2 令状請求事件簿の備考欄に発付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.2	100	浦和	覚せい剤取 締法違反	[]	甲	大宮	発付		当直 21:35受付 22:15発付

■ 引致場所変更請求

※ 逮捕状（通常逮捕）発付後、逮捕前の間に限られます。

引致場所変更請求書【※第1】

【※第2】

平成26年1月3日

さいたま地方裁判所 裁判官 殿

【※第3】埼玉県浦和警察署

刑事訴訟法第199条2項による指定を受けた司法警察員

警 部

印

【※第4】

下記被疑者に対する 殺人 被疑事件につき、さきに発せられた逮捕状について引致場所の変更を請求する。

記

1 被 疑 者【※第5】

氏 名
年 齢
職 業
住 居

2 新たな引致場所【※第6】

埼玉県警察本部第一留置施設

3 引致場所の変更を必要とする理由【※第6】

本件は、一連の暴力団同士の対立抗争の一環であり、埼玉県警察本部に特別捜査本部を設置したため。

4 逮捕状が数通発付されているときは、その数【※第6】

印

〈受付〉

さいたま地方裁判所

26. 1-3

7時15分

印

請求書

〈受付〉

- 第1 請求書（原本及び謄本）の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。
- 第2 受付日付印の傍らに認印します。
- 第3 逮捕状（通常逮捕）の原本及び疎明資料が添付されているか、確認します。

〈点検〉

第1 日付

請求当日の日付になっているか、確認します。

第2 請求先

請求先は、逮捕状（通常逮捕）を発付した裁判官又はその所属裁判所の裁判官には限りません。

第3 請求者の記載

○ 請求権者

理論上、逮捕状請求権者には限定されませんが、実務上、当該逮捕状（通常逮捕）を請求した者又はこれに代わるべき者（請求者と同一官職：検察官＝検察官、指定司法警察員＝指定司法警察員）とされています。

- 1 請求者の所属官署
- 2 指定司法警察員

※ 特別司法警察職員から請求がされた場合は記載不要です。

- 3 請求者の署名（記名）押印
押印漏れがないか、確認します。
- 4 署印又は庁印

※ 法定の要件ではありませんが、押す慣行となっています。

第4 罪名

- 1 未遂、教唆・幫助等も正確に記載されているか、確認します。
- 2 特別法犯の場合、罰条までは記載していません。
（例 覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反）

第5 被疑者の人定事項 ※逮捕状（通常逮捕）と同様です。

戸籍謄本、住民票、本籍照会等で正確にチェックします。

第6 ○ 新たな引致場所

○ 引致場所の変更を必要とする理由

○ 逮捕状が数通発付されているときは、その数

※ 逮捕状が数通発付されているときは、すべての原本を添付します。

引致場所変更

〈作成方法〉

※ 次の2通りがあります（実務上、1の取扱いをしています。）。

- 1 逮捕状原本の余白に次の記載（押印）をします。

送致を受けた年月日時	平成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	

「引致場所を〇〇警察署と変更する。

平成〇〇年〇月〇日

さいたま〇〇裁判所

裁判官 〇〇〇〇 印」

- 2 許可決定書を作成し、これを逮捕状原本とステープラで留めて、裁判官が契印します。

※. この場合、変更請求者の官公職氏名を記載することが相当とされています。

（主文例）

本件逮捕状記載の引致すべき場所を平成〇〇年〇月〇日埼玉県浦和警察署警部〇〇〇〇の請求により、下記のとおり変更する。

記

引致場所 〇〇警察署

平成〇〇年〇月〇日

さいたま〇〇裁判所

裁判官 〇 〇 〇 〇 印

〈発付時〉

- 1 次の点を確認してください。

- (1) 逮捕状の余白を利用した場合

○ 裁判官の押印

- (2) 許可決定書を作成した場合

○ 裁判官の押印

○ 逮捕状（通常逮捕）原本と決定書の契印（逮捕状原本の次に決定書を綴ります。）

- 2 請求者に対し、逮捕状原本及び疎明資料を交付します。

- 3 「地裁本庁」または「さいたま簡裁」が発付した令状について、引致場所変更請求がされた場合は、令状請求事件簿に登載された当該令状の備考欄に「引致場所が変更された旨及びその年月日」を朱書きします。

※ 記載例：「26. 1. 3 引致場所変更」

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
1.2	13	浦和	殺人	■■■■■	甲	川越	発付	印	当直 13:13受付 14:13発付 26.1.3引致場所変更

〈請求を却下する場合〉

- 1 請求書原本の余白に次の記載（押印）をします（逮捕状の場合は謄本も同様に行います。）。

「本件請求を却下する。

平成〇〇年〇月〇日

さいたま〇〇裁判所 裁判官 〇〇〇〇 印」次頁の【※】参照

※ 原則として、却下理由の記載は不要です。

- 2 裁判官の押印後、令状請求事件簿の備考欄に「却下された旨及びその日付」を記載します。

※ この抹消に訂正印は不要です。

- 3 請求者に対し、請求書原本及び疎明資料を交付します。

【※】本件請求を却下する。

平成〇〇年〇月〇日

さいたま〇〇裁判所 裁判官 〇〇〇〇 印

引致場所変更請求書

平成26年1月3日

さいたま地方裁判所 裁判官 殿

埼玉県浦和警察署

刑事訴訟法第199条2項による指定を受けた司法警察員

警 部

印

〔記載例〕引致場所変更請求を却下する場合

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
1.2	13	浦和	殺人	■■■■■	甲	川越	発付	印	当直 13:13受付 14:13発付 26.1.3 引致場所変更請求却下

■ 緊急逮捕状(乙) (法210条)

逮捕状請求書 (乙)

【※第1】

平成26年6月2日

【※第2】

さいたま地方裁判所 裁判官 殿

【※第3】 埼玉県浦和警察署

司法警察員 警 部

印

下記被疑者に対する 窃盗 被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

【※第4】 記

1 被 疑 者 【※第5】

氏 名
年 齢
職 業
住 居

請求時刻は正確に
記載します。

2 逮捕の年月日時及び場所 【※第6】

平成26年6月2日午後7時50分

さいたま地方裁判所
26. 6 - 2
22時10分
(む) C第101号

〈受付〉

印

3 引致の年月日時及び場所 【※第6】

平成26年6月2日午後8時12分

引致前の請求の場合は空欄

4 逮捕者官公職氏名 【※第7】

埼玉県浦和警察署 司法巡査

印

引致前の請求の場合は
引致予定場所を記載

5 引致すべき官公署又はその他の場所 【※第8】

印

6 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由 【※第9】

荻瀬航からの盗難被害届、司法巡査浦和佳真作成の緊急逮捕手続書
同司法巡査が逮捕現場で被疑者から押収した被害品の自転車の存在
被疑者の本件犯行の自供

7 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかった理由及び被疑者の
逮捕を必要とする理由 【※第10】

被疑者は、職務質問を受け犯行を自供したが、任意同行を求められるや突然逃走し
ようとしたもので、猶予すれば所在不明となるおそれがあった。

8 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実につい
て、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事
実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由 【※第11】

印

9 被疑事実の要旨 【※第12】

被疑者は、平成26年6月2日午後7時ころ、
方玄関付近において、同所に置かれていた同人所有の自転車1台（時価
1万円相当）を窃取したものである。

請求書

〈受付〉

第1 請求書（原本及び謄本）の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。

※ 逮捕手続とそれに続く身柄拘束の時間制限を適切に遵守していることを証するため、受付時刻は正確に記載します。

第2 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印します。※「地裁(む), 簡裁(る)」, 「逮捕状はC」

第3 令状請求事件簿の備考欄に「当直」及び受付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備考
6.2	101	浦和	窃盗		乙	大宮	発付		当直 22:10受付

〈点検〉

第1 日付

請求当日の日付になっているか、確認します。

第2 請求先

処理庁になっているか、確認します。

第3 請求者の記載

○ 請求権者：検察官、検察事務官、司法警察職員

※ 通常逮捕とは異なり、検察事務官、公安委員会の指定を受けない警察官たる司法警察員、司法巡査も請求することができます。

1 請求者の所属官署

2 請求者の署名（記名）押印

押印漏れがないか、確認します。

3 署印又は庁印

※ 法定の要件ではありませんが、押す慣行となっています。

第4 罪名

1 未遂、教唆・幫助等も正確に記載されているか、確認します。

※ 死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に限ります（長期3年以下の懲役若しくは禁錮の場合も含みます。）。

- 2 特別法犯の場合、罰条までは記載していません。
(例 覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反)
- 3 被疑事実の要旨と整合性があるか、確認します。

第5 被疑者の人定事項

急速を要する事件である以上、多くの事例においては疎明資料が少なく、運転免許証の写し等を参考にチェックすることになります。

- 1 外国人の場合は、生年月日が西暦で記載されています。
- 2 氏名が確認できない場合（運転免許証、外国人登録証明書の写し等が偽造されている等の可能性があり、真正であることが明らかにならない場合等）は「自称」となります。

氏名が判明しない場合は、通常、身体的特徴や被疑者の写真で特定されます（規則142条2項）。

※ 写真と台紙の間の左右2箇所、に、割印してもらいます。

- 3 年齢、職業、又は住居が明らかでない場合は、その旨の記載があれば足り（規則142条3項）。「例：住居不詳」

※ 14歳未満の少年の行為については、逮捕することができません（刑法41条）。

※ 国会議員については、国会会期中に逮捕することができません（憲法50条）

第6 逮捕の年月日時及び場所 引致の年月日時及び場所

法定の記載要件ではありませんが、勾留請求時に逮捕の年月日時・場所及び引致の年月日時等が記載され、それぞれの記載について記名押印のある逮捕状を提供することになっているためです（規則148条1項1号）。

※ 逮捕者が検察官の場合、引致の必要がないため、引致の欄には斜線と押印がされています。

※ 逮捕後、引致前に請求される場合は空欄となります。

引致前の請求の場合、逮捕状（緊急逮捕）の記載は「引致の年月日時及び場所」ではなく「引致すべき場所」となります。

第7 逮捕者の官公職氏名

法定の記載要件ではありませんが、勾留請求時に逮捕手続を行った者の記名押印がなされた逮捕状を提供することになっているためです（規則148条1項1号）。

※ 押印があるか、確認してください。

第8 引致すべき官公署又はその他の場所

逮捕後、引致前に請求される場合に記載されます。

※ 引致後の請求の場合は斜線と押印がされています。

第 9 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由

通常逮捕の「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由（法 199 条 2 項）」よりも、更に嫌疑が高いことを意味します。

第 10 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかった理由及び被疑者の逮捕を必要とする事由

1 「急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかった理由」とは 逮捕時における逮捕の必要性を指します。

被疑者が逃走し、又は証拠を隠滅する可能性があり、逮捕状を請求している時間的余裕がない場合です。

2 「被疑者の逮捕を必要とする事由」とは、逮捕時及び発付時の逮捕の必要性を指すと解されています。

緊急逮捕状は過去の逮捕行為を承認するとともに、その後の一定時間の身柄拘束の継続をも許可する性質をもつためです。

第 11 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

逮捕の不当な蒸返しを防ぐために通知義務を課した法 199 条 3 項に対応するものです。更に、人権保障を徹底するため、現に捜査中である他の犯罪事実も記載すべきとされています。

1 「同一の犯罪事実」で再度逮捕状請求がされる場合

(1) 前の逮捕状請求が撤回又は却下されたが、その後、要件が備わったとき

(2) 前に逮捕状の発付を受けたが未執行

○ 前に発付された逮捕状に誤記が発覚

(3) 被疑者の逮捕後

○ 逮捕状執行後、逮捕状に誤記が発覚した場合

※ 「犯罪事実」が記載されているか、確認します。

2 「現在捜査中である他の犯罪事実」とは何か。

前に逮捕状を請求し、現在も捜査中の別件犯罪事実

(1) 起訴された犯罪は、捜査が終了しており、これに該当しないことから、記載は不要です。

※ 例外として記載を要する場合

ア 常習一罪の一部について起訴されている場合で、同罪を構成する事実について、逮捕状を請求するとき

イ 逮捕状を請求した事件について、略式命令の告知ができず、公訴棄却された後、再び起訴するに先だって逮捕状を請求するとき

(2) 発付、却下（撤回）を問わず、捜査中の犯罪事実にかかるものはすべて記載します。

(3) 法１９９条３項や規則１４２条１項８号には規定されていませんが、現行犯逮捕された事実も記載します。

※ 「犯罪事実」が記載されているか、確認します。

第１２ 被疑事実の要旨

１ 罪名と対応しているか、確認します。

２ 憲法３３条の「令状に犯罪を明示すること」を受け、被疑事実の要旨を記載することを求めた法２００条１項に対応するものです。

他の事実と識別可能な程度に、具体的かつ明確に記載する必要があります。

３ 被疑事実において、別紙（又は別表）を引用している場合は、別紙（又は別表）との間に契印がされているか、確認します。

４ 緊急逮捕の要件を満たしていない事実が含まれていないか、確認してください。含まれている場合は、該当部分を削除させてください。

例 道路交通法違反（報告義務違反：道路交通法１１９条１項１０号、７２条１項後段）

※ 引致「後」の請求

請求書との契印 **印** 【※第5】

逮 捕 状 (緊急逮捕)	
被 疑 者 の 氏 名	【※第1】
被 疑 者 の 年 齢 住 居 , 職 業 名 罪 名 被 疑 事 実 の 要 旨 請 求 者 の 官 公 職 氏 名 逮 捕 者 の 官 公 職 氏 名 逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所 引 致 の 年 月 日 時 及 び 場 所	別紙逮捕状請求書のとおり 【※第2】
上記の被疑事実により、被疑者の逮捕を認める。 平 成 2 6 年 6 月 2 日 【※第3】 さいたま地方裁判所 裁 判 官 大 宮 慶 人 印 【※第4】	
送致する手続をした時 年 月 日 時	平 成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致を受けた年月日時	平 成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	

※ 引致「前」の請求

請求書との契印 印 【※第5】

逮 捕 状 (緊急逮捕)	
被 疑 者 の 氏 名	【※第1】
被 疑 者 の 年 齢 住 居 , 職 業 名 罪 名 被 疑 事 実 の 要 旨 請 求 者 の 官 公 職 氏 名 逮 捕 者 の 官 公 職 氏 名 逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所 引 致 す べ き 場 所	別紙逮捕状請求書のとおり 【※第2】
上記の被疑事実により，被疑者の逮捕を認める。 平 成 2 6 年 6 月 2 日 【※第3】 さいたま地方裁判所 裁 判 官 大 宮 慶 人 印 【※第4】	
引致の年月日時及び場所	平 成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致する手続をした時 年 月 日	平 成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致を受けた年月日時	平 成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	

逮捕状

〈発付時〉※ 点検票を使用してください。

第 1 被疑者の氏名

- 1 戸籍謄本等で確認し、正確に記載します。
- 2 自称、通称名も記載しますので、疎明資料で確認してください。

※ 外国人の場合

裁判所では日本語を用いる（裁判所法 74 条）こととされているため、被疑者が外国人の場合「外国語のスペルにふりがな（片仮名）を付記する」方法が相当です。

ただし、捜査の初期段階で、日本語の読み方が判明していない場合等は不要です。

- 3 写真があれば「別紙逮捕状請求書(甲)添付写真の男（女）」という特定も可能です。

例 通称「うな子」（年齢 25 歳くらい、身長 150 センチメートルくらい、目つきが鋭い、一見東洋人風の「別紙逮捕状請求書(甲)添付写真の女」）

第 2 被疑者の年齢、住居、職業、罪名、被疑事実の要旨、請求者の官公職氏名、逮捕者の官公職氏名、逮捕の年月日時及び場所、引致の年月日時及び場所（引致後の請求の場合 ※引致前の請求の場合は「引致すべき場所」）

これらはすべて逮捕状請求書の記載を引用する形式が用いられています（規則 145 条）。

※ 引致前の請求の場合は「引致すべき場所」となります。

第 3 発付年月日

発付が午前零時を過ぎる場合は、注意してください。

第 4 裁判官の記名押印

第 5 契印

裁判官が、令状と請求書との間に、契印します。

※ 請求書の各葉に契印がないときは、請求者に任意の契印を求めるか、裁判官が全葉に契印することになります。

第6 発付

- 1 [] 逮捕状の押印、契印等の形式的な部分を確認した後、請求者に対し、逮捕状及び疎明資料を交付し、令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。
- 2 令状請求事件簿の備考欄に発付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.2	101	浦和	窃盗	[]	乙	大宮	発付		当直 22:10受付 22:50発付

■ 搜索差押許可状 (法218条)

搜索差押許可状請求書

【※第1】

平成26年6月2日

【※第2】

さいたま地方裁判所 裁判官 殿

さいたま地方裁判所

26. 6-2

22時15分

(む) E第102号

〈受付〉

印

【※第3】 埼玉県浦和警察署

司法警察員 警 部

印

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件につき、搜索差押許可状の発付を請求する 【※第4】

記

1 被疑者の氏名 【※第5】

2 差し押さえるべき物 【※第6】

別紙記載のとおり

(又は、「注射器、覚醒剤、メソその他本件に関係があると思料される物」)

3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物 【※第7】

別紙記載のとおり

(又は「被疑者方居室及び共用部分」)

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由 【※第8】

印

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲 【※第9】

印

6 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由 【※第10】

被疑者は、独身者で、毎日午後8時過ぎころ帰宅するため

7 犯罪事実の要旨 【※第11】

被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成26年5月20日ころから同年5月30日ころまでの間、埼玉県内又はその周辺において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩類を自己の身体に使用したものである。

※ 搜索 = 人の身体、物件又は住居その他の場所につき、差し押さえるべき物又は逮捕、勾引若しくは勾留すべき人の発見を目的とする処分
 差押 = 所有者、所持者又は保管者から、証拠物又は没収すべきものと思料する物の占有を強制的に取得する処分

請求書

〈受付〉（以下「被告人」の場合も同様です。）

第1 請求書（原本のみ提出）の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。

第2 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印します。※「地裁(む)、簡裁(る)」, 「許可状はE」

第3 令状請求事件簿の備考欄に「当直」及び受付時刻を記載します。

※ 1人の被疑者に対し、複数の許可状請求がされた場合、各令状を特定するために「被疑者方居宅」、「大宮〇〇な〇〇〇〇」（自動車の場合）等、搜索対象を簡潔に記載してください。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
6.2	102	浦和	覚せい剤取締法違反		搜索差押	大宮	発付		当直 22:15受付 被疑者方居宅

〈点検〉

第1 日付

請求当日の日付になっているか、確認します。

第2 請求先

処理庁になっているか、確認します。

第3 請求者の記載

○ 請求権者：検察官、検察事務官、司法警察員

※ 通常逮捕とは異なり、警部以上の限定はありません。

※ 司法巡査は請求することができません（法218条4項）。

（司法警察員の指定を受けた司法巡査もいるため御注意ください。）

※ 原則として、指定司法警察員が請求し、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えないとされています（犯罪捜査規範137条1項）。

- 1 請求者の所属官署
- 2 請求者の署名（記名）押印
押印漏れがないか、確認します。
- 3 [REDACTED]

第4 罪名

- 1 未遂，教唆・幫助等も正確に記載されているか，確認します。
- 2 特別法犯の場合，罰条までは記載していません。
（例 覚せい剤取締法違反，銃砲刀剣類所持等取締法違反）
- 3 犯罪事実の要旨と整合性があるか，確認します。

第5 被疑者の人定事項

- 1 被疑者又は被告人の氏名又は名称が明らかでないときは，その旨を記載すれば足り（規則155条3項）。
 - (1) 写真の添付を求める必要はありません。
 - (2) 被疑者の特定ができない場合は「被疑者不詳」となります。
- 2 生年月日は記載要件ではありませんが，被疑者特定のための補助的な要素として記載する取扱いとなっています。
※ 犯行時14歳以上であること（刑法41条）
14歳未満（触法少年）の場合は，触法事件用の令状を使用します。
★ [REDACTED]
- 3 被疑者複数名を対象として請求する場合は「Aほか2名」という記載で足りますが，その2名が記載されているか，必ず犯罪事実を確認してください。
- 4 法人を被疑者とする場合は，適用される法令に法人を処罰する規定が存在するか，確認してください。

第6 差し押さえるべき物

次の趣旨から，差し押さえるべき物を特定することとされています。

- 1 捜査機関が行使しうる権限の範囲を明確にしてその恣意を排除する。
- 2 令状の執行を受ける者に受忍すべき義務の範囲を明確にする。

ただし，捜査の初期段階では，具体的にどのような物が存在するかは搜索してみないとわからないことから，ある程度概括的な記載も許容されています。

例 「本件に関係ある・・・」，「・・・ほか，本件に関係ある一切の物件」
→ この場合でも「一切の物件」とは，具体的に例示された物に付加されていることがわかるような記載にする必要があります。

第7 検索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

検索場所の特定の一般的基準は「合理的に解釈してその場所を特定する程度」とされ、次の要件を満たす必要があります。

- 1 場所の位置が明確であること（空間的位置の明確性）
- 2 場所に対する管理権が単一であること（管理権の単一性）

※ 管理権の単一性について

- (1) 「・・・×室 ○○方居宅」（○○は世帯主を明示します。）

→ 被疑者が世帯主の場合は「被疑者方」となります。

- (2) 「被疑者方居宅及び付属設備」

→ 同一敷地内にある物置や郵便受け等が該当します。

これらは包括して1つの管理権下にあるため、1通の令状で足ります。

一方、一棟のマンションでも、各室の居住者や使用者が異なれば、各室ごとに令状が必要となります。

※ 自動車について

- (1) 公道上に存在する場合

登録番号、車台番号、車名、型式、所有（使用）者等の特定で足ります。所在場所の厳格な記載は不要です。

- (2) 自動車の所有者と敷地の管理者が同一の場合

「埼玉県浦和区高砂○番○号被疑者方に存在する普通乗用自動車
大宮500さ×××× 白色 トヨタクラウン」

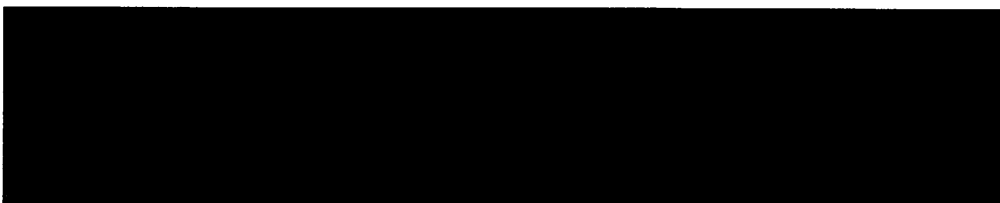
- (3) 自動車の所有者と敷地の管理者が異なる場合

イの令状に加えて、駐車場に対する搜索許可状が別途必要となります（敷地と自動車のそれぞれに管理権があるためです。）。

第8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

7日を超えない場合は斜線と押印がされています。

※ 令状の有効期間は発付の日から7日間（規則300条）



第9 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

通常は必要がないため、抹消しています。この欄に記載があるのは「リモートアクセスによる複写の処分」の場合です。

第 10 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由

1 事由は具体的に記載する必要があります。

例 ○ 搜索場所の居住者が夜間のみ在宅することが多い。

○ 差押えの対象となる物件が人為的な毀滅あるいは自然的な滅失等の可能性があるので直ちに搜索・差押えしなければ、その目的を達しえないおそれがある。

2 公務所及び法 117 条に規定する場所は、夜間執行の許可を求める記載が不要です。

3 自動車について

一般的には私生活の平穩を害するおそれがないため、夜間執行の許可を求める記載は不要です。

ただし、キャンピングカーのような居住用自動車については、生活の拠点となりうることから夜間執行の許可が必要になります。

第 11 犯罪事実の要旨

1 犯罪事実（規則 155 条 4 号）

罪名と対応しているか、確認してください。

2 [REDACTED] 別紙と請求書の記載内容に食違いがないか、確認してください。

3 日時場所等について、提出された疎明資料で確認してください。

別紙との契印

印

【※第9】

捜索差押許可状

被 疑 者 の 氏 名
及 び 年 齢

【※第1】

被疑者に対する

覚せい剤取締法違反 【※第2】

被疑事件

について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。

捜 索 す べ き 場 所 ,
身 体 又 は 物

別紙記載のとおり 【※第3】

差し押さえるべき物

別紙記載のとおり 【※第4】

有 効 期 間

平成 26 年 6 月 9 日まで 【※第5】

有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成 26 年 6 月 2 日 【※第6】

さいたま地方裁判所

裁 判 官 大 宮 慶 人 印 【※第7】

請 求 者 の 官 公 職 氏 名

埼玉県浦和警察署
司法警察員警部

【※第10】

【※第8】 この令状は日出前又は日没後でも執行することができる。

裁判官

印

別 紙

搜索すべき場所



被疑者方居室及び共用部分

差し押さえるべき物

注射器、覚醒剤、メモその他本件に関係があると思料される物

許可状

〈発付時〉※ 点検票を使用してください。（以下「被告人」の場合も同様です。）

第1 被疑者の氏名及び年齢

- 1 戸籍謄本等で確認し、正確に記載してください。
- 2 自称、通称名も記載しますので、疎明資料で確認してください。

※ 外国人の場合

裁判所では日本語を用いる（裁判所法74条）こととされているため、被疑者が外国人の場合「外国語のスペルにふりがな（片仮名）を付記する」方法が相当です。

ただし、捜査の初期段階で、日本語の読み方が判明していない場合等は不要です。

- 3 被疑者複数名の場合「ほか○名」（又は全員を列記）と記載してください。

第2 罪名

請求書の罪名及び犯罪事実の要旨と合致しているか、確認してください。

第3 搜索すべき場所、身体又は物

- 1 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」
- 2 別紙を引用しない場合は、請求書のとおり記載してください。

第4 差し押さえるべき物

- 1 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」
- 2 別紙を引用しない場合は、請求書のとおり記載してください。

第5 有効期間

適法に許可状の執行に着手しうる期間です。

期間についての一般原則に従って初日算入はしません（法55条1項）。

末日は休日でも差し支えありません。

※ 有効期間が7日を超える場合、令状請求事件簿の備考欄に、その期間を記載してください。

第6 発付年月日

発付が午前零時を過ぎる場合は、注意してください。

第7 裁判官の記名押印

第8 夜間執行の許可

夜間執行を許可する場合、裁判官の押印があるか、確認してください。

第9 契印

別紙を引用した場合（「搜索すべき場所，身体又は物」，「差し押さえるべき物」，「請求者の官公職氏名」）は，裁判官が契印します。

第10 請求者の官公職氏名

許可状の記載要件ではありません（法219条）が，記載する取扱いになっています。

※ 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」となります。
別紙の記載に誤りがないか，確認してください。

第11 発付

1

請求者に対し，許可状及び疎明資料を交付し，令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。

2 令状請求事件簿の備考欄に発付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.2	102	浦和	覚せい剤取 締法違反		搜索 差押	大宮	発付	印	当直 22:15受付 22:55発付

■ 夜間執行の追加請求

※ 搜索差押許可状発付後、追加的に夜間執行の許可請求がされた場合

〈受付〉

- 第1 請求書の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。
- 第2 受付日付印の傍らに認印します。
- 第3 搜索差押許可状の原本及び疎明資料が添付されているか、確認します。

〈点検〉

- 第1 日付
請求当日の日付になっているか、確認します。
- 第2 請求先
請求先は、許可状を発付した裁判官又はその所属裁判所の裁判官には限られません。

夜間執行許可

〈作成方法〉

許可状原本の余白に次の記載（押印）をします。

請求者の官公職氏名	埼玉県浦和警察署 司法警察員警部
-----------	---------------------

この令状は日出前又は日没後でも執行することができる。

平成〇〇年〇月〇日

さいたま〇〇裁判所

裁判官 〇〇〇〇



〈発付時〉

- 1 裁判官の押印があるか、確認してください。
- 2 請求者に対し、許可状原本及び疎明資料を交付します。
- 3 令状請求事件簿の備考欄に夜間執行が許可された旨及びその年月日を朱書きします。※ 記載例：「26. 6. 3 夜間許可」

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備考
6.2	102	浦和	覚せい剤 取締法違 反		搜索 差押	大宮	発付	印	当直 22:15受付22:55発付 26. 6. 3夜間許可

■ **強制採尿（＝搜索差押許可状）**（法218条）

搜索差押許可状請求書

【※第1】

平成26年6月3日

【※第2】

さいたま地方裁判所 裁判官 殿

さいたま地方裁判所

26. 6-3

18時10分

(む) E第103号

〈受付〉

印

【※第3】埼玉県浦和警察署

司法警察員 警 部

印

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件につき、搜索差押許可状の発付を請求する 【※第4】

記

1 被疑者の氏名【※第5】

2 差し押さえるべき物【※第6】

被疑者の尿

3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物【※第7】

被疑者の身体

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由【※第8】

印

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲【※第9】

印

6 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由【※第10】

印

7 犯罪事実の要旨【※第11】

被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成26年5月20日ころから同年6月2日ころまでの間、埼玉県内又はその周辺において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩類を自己の身体に使用したものである。

※ 捜査上の処分として強制採尿が許容されており、これに必要な令状は捜索差押許可状によるものとされています。

- 1 強制採尿は、検証の方法としての身体検査と共通の性質を有していることから、強制採尿令状は、身体検査令状に関する法218条6項を準用し「医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない」旨の条件を付すことになります。
- 2 任意同行が事実上不可能と認められる場合、強制採尿令状に記載があれば、その効力として、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができます。

請求書

〈受付〉（以下「被告人」の場合も同様です。）

第1 請求書（原本のみ提出）の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。

第2 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印します。※「地裁(地)」,「簡裁(簡)」,「許可状はE」

第3 令状請求事件簿の備考欄に次の事項を記載します。

1 「当直」及び受付時刻

2 強制採尿（※通常の捜索差押許可状と区別するためです。）

※ 1人の被疑者に対し、複数の許可状請求がされた場合, 各令状を特定するために「被疑者の尿」,「被疑者方居宅」等、捜索対象を簡潔に記載してください。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
6.3	103	浦和	覚せい剤取締法違反	■■■■■	捜索差押	川口	発付		当直 強制採尿 18:10受付

〈点検〉

第1 日付

請求当日の日付になっているか、確認します。

第2 請求先

処理庁になっているか、確認します。

第3 請求者の記載

請求権者：検察官，検察事務官，司法警察員

※ 通常逮捕とは異なり，警部以上の限定はありません。

※ 司法巡査は請求することができません（法218条4項）。

（司法警察員の指定を受けた司法巡査もいるため御注意ください。）

※ 原則として，指定司法警察員が請求し，やむを得ないときは，他の司法警察員が請求しても差し支えないとされています（犯罪捜査規範137条1項）。

1 請求者の所属官署

2 請求者の署名（記名）押印

押印漏れがないか，確認します。

3 署印又は庁印

※ 法定の要件ではありませんが，押す慣行となっています。

第4 罪名

1 未遂，教唆・幫助等も正確に記載されているか，確認します。

2 特別法犯の場合，罰条までは記載していません。

（例 覚せい剤取締法違反，銃砲刀剣類所持等取締法違反）

3 犯罪事実の要旨と整合性があるか，確認します。

第5 被疑者の人定事項

1 被疑者又は被告人の氏名又は名称が明らかでないときは，その旨を記載すれば足ります（規則155条3項）。

※ 写真の添付を求める必要はありません。

2 生年月日は記載要件ではありませんが，被疑者特定のための補助的な要素として記載する取扱いとなっています。

※ 犯行時14歳以上であること（刑法41条）

14歳未満（触法少年）の場合は，触法事件用の令状を使用します。

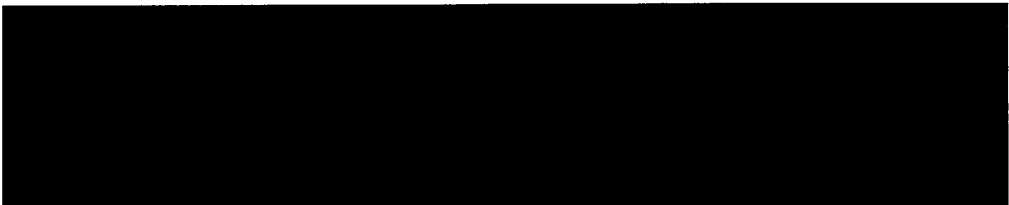
★

第6 差し押さえるべき物

「被疑者の尿」と記載します。

第 7 捜索し又は検証すべき場所，身体若しくは物
「被疑者の身体」と記載します。

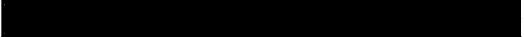
第 8 7 日を超える有効期間を必要とするときは，その期間及び事由
7 日を超えない場合は斜線と押印がされています。
※ 令状の有効期間は発付の日から 7 日間（規則 300 条）



第 9 刑事訴訟法第 218 条第 2 項の規定による差押えをする必要があるときは，差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって，その電磁的記録を複写すべきものの範囲
通常は必要がないため，抹消しています。この欄に記載があるのは「リモートアクセスによる複写の処分」の場合です。

第 10 日出前又は日没後に行うことがあるときは，その旨及び事由
強制採尿の場合は，夜間執行の必要がないため，記載されている場合には，削除してください。

第 11 犯罪事実の要旨

- 1 犯罪事実（規則 155 条 4 号）
罪名と対応しているか，確認してください。
- 2  別紙と請求書の記載内容に食違いがないか，確認してください。
- 3 日時場所等について，提出された疎明資料で確認してください。

捜 索 差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	【※第1】
被疑者に対する	覚せい剤取締法違反 【※第2】 被疑事件 について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。
捜 索 す べ き 場 所 , 身 体 又 は 物	被疑者の身体 【※第3】
差 し 押 さ え る べ き 物	被疑者の尿 【※第4】
捜 索 差 押 え に に 関 す る 条 件	1 強制採尿は、医師をして医学的に相当と認められる方法 により行わせなければならない。 2 強制採尿のために必要があるときは、被疑者を さいたま市浦和区〇-〇 浦和△△病院 【※第5】 又は採尿に適する最寄りの場所まで連行することができる。
有 効 期 間	平成 26 年 6 月 10 日まで 【※第6】
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場 合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁 判所に返還しなければならない。	
平成26年 6 月 3 日 【※第7】 さいたま地方裁判所 裁 判 官 川 口 央 人 印 【※第8】	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	埼玉県浦和警察署 司法警察員警部 【※第10】

許可状

※必ず、強制採尿用の搜索差押許可状を使用してください。

〈発付時〉※ 点検票を使用してください。（以下「被告人」の場合も同様です。）

第1 被疑者の氏名及び年齢

- 1 戸籍謄本等で確認し、正確に記載してください。
- 2 自称、通称名も記載しますので、疎明資料で確認してください。

※ 外国人の場合

裁判所では日本語を用いる（裁判所法74条）こととされているため、被疑者が外国人の場合「外国語のスペルにふりがな（片仮名）を付記する」方法が相当です。

ただし、捜査の初期段階で、日本語の読み方が判明していない場合等は不要です。

第2 罪名

請求書の罪名及び犯罪事実の要旨と合致しているか、確認してください。

第3 搜索すべき場所、身体又は物

被疑者の身体

第4 差し押さえるべき物

被疑者の尿

第5 搜索差押えに関する条件

- 1 強制採尿は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わなければならない。
- 2 強制採尿のために必要があるときは、被疑者を（〇〇又は）採尿に適する最寄りの場所まで連行することができる。

※（〇〇又は）については、あらかじめ連行先の病院が指定されている場合に記載します。病院の名称や所在地は、疎明資料の捜査報告書や電話聴取書等で確認します。

連行先の病院が指定されていない場合は「被疑者を採尿に適する最寄りの場所まで連行することができる。」と記載します。

第6 有効期間

適法に許可状の執行に着手しうる期間です。

期間についての一般原則に従って初日算入はしません（法55条1項）。末日は休日でも差し支えありません。

※ 有効期間が7日を超える場合、令状請求事件簿の備考欄に、その期間を記載してください。

第 7 発付年月日

発付が午前零時を過ぎる場合は、注意してください。

第 8 裁判官の記名押印

第 9 契印

別紙を引用した場合（「請求者の官公職氏名」）は、裁判官が契印します。

第 10 請求者の官公職氏名

許可状の記載要件ではありません（法 219 条）が、記載する取扱いになっています。

※ 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」となります。
別紙の記載に誤りがないか、確認してください。

第 11 発付

1

請求者に対し、許可状及び疎明資料を交付し、令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。

2 令状請求事件簿の備考欄に発付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.3	103	浦和	覚せい剤取 締法違反		捜索 差押	川口	発付		当直 強制採尿 18:10受付 18:45発付

■ 差押許可状 (法218条)

差押許可状請求書

【※第2】

さいたま地方裁判所 裁判官 殿

【※第3】 埼玉県浦和警察署

司法警察員 警 部

下記被疑者に対する 有印私文書偽造・同行使、詐欺 被疑事件につき、
差押許可状の発付を請求する。 【※第4】

記

1 被疑者の氏名 【※第5】

2 差し押さえるべき物 【※第6】

別紙記載のとおり

(又は、

において保管している、下記携帯電話番号について
の下記期間中の通話状況に係る料金明細内訳が記録された電磁的記録
媒体)

1 携帯電話番号

090-0000-0000

2 期間

平成26年4月15日から平成26年4月30日の間

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物 【※第7】

印

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由 【※第8】

印

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、
差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつ
て、その電磁的記録を複写すべきものの範囲 【※第9】

印

6 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由 【※第10】

印

7 犯罪事実の要旨 【※第11】

別紙のとおり

【※第1】

平成26年6月3日

〈受付〉

さいたま地方裁判所

26.6-3

19時15分

(む)E第104号

印

印

※ 差押 = 所有者、所持者又は保管者から、証拠物又は没収すべきものと思料する物の占有を強制的に取得する処分

請求書

〈受付〉（以下「被告人」の場合も同様です。）

※ 1通の許可状で機会を異にする数個の差押をすることはできません。

このような請求がされた場合は、各別に請求させてください。

第1 請求書（原本のみ提出）の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。

第2 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印します。※「地裁(む), 簡裁(る)」, 「許可状はE」

第3 令状請求事件簿の備考欄に「当直」及び受付時刻を記載します。

※ 1人の被疑者に対し、複数の許可状請求がされた場合、各令状を特定するために「090-9999-0000」等、差押対象を簡潔に記載してください。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.3	104	浦和	有印私文書 偽造・同行 使、詐欺		差押	川口	発付		当直 19:15受付

〈点検〉

第1 日付

請求当日の日付になっているか、確認します。

第2 請求先

処理庁になっているか、確認します。

第3 請求者の記載

○ 請求権者：検察官、検察事務官、司法警察員

※ 通常逮捕とは異なり、警部以上の限定はありません。

※ 司法巡査は請求することができません（法218条4項）。

（司法警察員の指定を受けた司法巡査もいるため御注意ください。）

※ 原則として、指定司法警察員が請求し、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えないとされています（犯罪捜査規範137条1項）。

1 請求者の所属官署

2 請求者の署名（記名）押印

押印漏れがないか、確認します。

3 署印又は庁印

※ 法定の要件ではありませんが、押す慣行となっています。

第4 罪名

- 1 未遂、教唆・幫助等も正確に記載されているか、確認します。
- 2 特別法犯の場合、罰条までは記載していません。
(例 覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反)
- 3 犯罪事実の要旨と整合性があるか、確認します。

第5 被疑者の人定事項

- 1 被疑者又は被告人の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨を記載すれば足ります(規則155条3項)。
(1) 写真の添付を求める必要はありません。
(2) 被疑者の特定ができない場合は「被疑者不詳」となります。
- 2 生年月日は記載要件ではありませんが、被疑者特定のための補助的な要素として記載する取扱いとなっています。

※ 犯行時14歳以上であること(刑法41条)

14歳未満(触法少年)の場合は、触法事件用の令状を使用します。

★

- 3 被疑者複数名を対象として請求する場合は「Aほか2名」という記載で足りませんが、その2名が記載されているか、必ず犯罪事実を確認してください。
- 4 法人を被疑者とする場合は、適用される法令に法人を処罰する規定が存在するか、確認してください。

第6 差し押さえるべき物

差押許可状請求の多い例として、携帯電話の通話明細、病院の診療録がありますが、この場合、保管場所も記載します。

※ 保管場所が「搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物」欄に記載されている場合があります。

これでは搜索差押許可状の請求になってしまうため、削除させた上、保管場所を本欄に記載させてください。

※ 携帯電話の通話明細を差し押さえる場合は、次の点について注意してください。

- 1 記載されている電話番号に誤りがないか。
 - 2 いつからいつまでの期間の通話明細を差し押さえるか。
 - 3 各電話会社が指定した定型の記載方法に従った記載がされているか。
- これらについては、疎明資料にある

)を確認してください。

第7 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
必要がないため、記載されている場合には、削除してください。

第8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
7日を超えない場合は斜線と押印がされています。
※ 令状の有効期間は発付の日から7日間（規則300条）

第9 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
通常は必要がないため、抹消しています。この欄に記載があるのは「リモートアクセスによる複写の処分」の場合です。

第10 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由
1 事由は具体的に記載する必要があります。
2 公務所及び法117条に規定する場所は、夜間執行の許可を求める記載が不要です。

第11 犯罪事実の要旨

- 1 犯罪事実（規則155条4号）
罪名と対応しているか、確認してください。
- 2 [redacted] 別紙と請求書の記載内容に食
違いがないか、確認してください。
- 3 日時場所等について、提出された疎明資料で確認してください。

別紙との契印

印

【※第8】

差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名
及 び 年 齢

【※第1】

被疑者に対する 有印私文書偽造・同行使、詐欺

【※第2】

被疑事件

について、下記の物を差し押さえることを許可する。

差し押さえるべき物

別紙記載のとおり 【※第3】

有 効 期 間

平 成 2 6 年 6 月 1 0 日まで 【※第4】

有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平 成 2 6 年 6 月 3 日 【※第5】

さいたま地方裁判所

裁 判 官 川 口 央 人

印

【※第6】

請 求 者 の 官 公 職 氏 名

埼玉県浦和警察署

司法警察員警部

【※第9】

(【※第7】この令状は日出前又は日没後でも執行することができる。

裁判官

印

)

別 紙

差し押さえるべき物

において保管している、下記携帯電話番号についての下記期間中の通話状況に係る料金明細内訳が記録された電磁的記録媒体

- 1 携帯電話番号
090-0000-0000
- 2 期間
平成26年4月15日から平成26年4月30日の間

許可状

〈発付時〉※ 点検票を使用してください。（以下「被告人」の場合も同様です。）

第1 被疑者の氏名及び年齢

1. 戸籍謄本等で確認し、正確に記載してください。
2. 自称、通称名も記載しますので、疎明資料で確認してください。

※ 外国人の場合

裁判所では日本語を用いる（裁判所法74条）こととされているため、被疑者が外国人の場合「外国語のスペルにふりがな（片仮名）を付記する」方法が相当です。

ただし、捜査の初期段階で、日本語の読み方が判明していない場合等は不要です。

3. 被疑者複数名の場合「ほか〇名」（又は全員を列記）と記載してください。

第2 罪名

請求書の罪名及び犯罪事実の要旨と合致しているか、確認してください。

第3 差し押さえるべき物

1. 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」
2. 別紙を引用しない場合は、請求書のとおり記載してください。

第4 有効期間

適法に許可状の執行に着手しうる期間です。

期間についての一般原則に従って初日算入はしません（法55条1項）。

末日は休日でも差し支えありません。

※ 有効期間が7日を超える場合、令状請求事件簿の備考欄に、その期間を記載してください。

第5 発付年月日

発付が午前零時を過ぎる場合は、注意してください。

第6 裁判官の記名押印

第7 夜間執行の許可

夜間執行を許可する場合、裁判官の押印があるか、確認してください。

第8 契印

別紙を引用した場合（「差し押さえるべき物」，「請求者の官公職氏名」）は、裁判官が契印します。

第9 請求者の官公職氏名

許可状の記載要件ではありません（法219条）が、記載する取扱いになっています。

※ 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」となります。
別紙の記載に誤りがないか、確認してください。

第10 発付

- 1  許可状の押印、契印等の形式的な部分を確認した後、請求者に対し、許可状及び疎明資料を交付し、令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。
- 2 令状請求事件簿の備考欄に発付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.3	104	浦和	有印私文書 偽造・同行 使、詐欺		差押	川口	発付		当直 19:15受付 20:05発付

■ 記録命令付差押許可状 (法218条)

記録命令付差押許可状請求書

【※第1】

平成26年6月3日

〈受付〉

【※第2】

さいたま地方裁判所 裁判官 殿

さいたま地方裁判所

26.6-3

19時15分

(む)E第105号

印

【※第3】埼玉県浦和警察署

司法警察員 警 部

印

下記被疑者に対する 有印私文書偽造・同行使、詐欺 被疑事件につき、
記録命令付差押許可状の発付を請求する。【※第4】

記

1 被疑者の氏名【※第5】

2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録【※第6】

平成26年5月13日から同月20日までの間にメールアドレス「
」によって送受信された電子メールの通信履歴（送受信の日時、送信元・送信先
のメールアドレス）、メール本文及び添付ファイル

3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者【※第7】

東京都新宿区〇〇〇△丁目〇-〇 〇〇ビル3階
株式会社〇〇〇通信データセンター センター長

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由【※第8】

印

5 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由【※第9】

印

6 犯罪事実の要旨【※第10】

別紙のとおり

※ 記録命令付差押 = 電磁的記録の保管者等をして、必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上で、その記録媒体を差し押さえる処分
電磁的記録の保管者等に対する「記録命令」と電磁的記録が記録された記録媒体の「差押」の２段階に分かれています。

請求書

〈受付〉（以下「被告人」の場合も同様です。）

※ １通の許可状で機会を異にする数個の差押をすることはできません。

このような請求がされた場合は、各別に請求させてください。

第１ 請求書（原本のみ提出）の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。

第２ 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印します。※「地裁(地)」,「簡裁(簡)」,「許可状はE」

第３ 令状請求事件簿の備考欄に「当直」及び受付時刻を記載します。

※ 令状種別には「記差」と記載してください。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
6.3	105	浦和	有印私文書偽造・同行使、詐欺		記差	川口	発付		当直 19:15受付

〈点検〉

第１ 日付

請求当日の日付になっているか、確認します。

第２ 請求先

処理庁になっているか、確認します。

第３ 請求者の記載

○ 請求権者：検察官、検察事務官、司法警察員

※ 通常逮捕とは異なり、警部以上の限定はありません。

※ 司法巡査は請求することができません（法２１８条４項）。

（司法警察員の指定を受けた司法巡査もいるため御注意ください。）

※ 原則として、指定司法警察員が請求し、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えないとされています（犯罪捜査規範137条1項）。

- 1 請求者の所属官署
- 2 請求者の署名（記名）押印
押印漏れがないか、確認します。

3

第4 罪名

- 1 未遂、教唆・幫助等も正確に記載されているか、確認します。
- 2 特別法犯の場合、罰条までは記載していません。
（例 覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反）
- 3 犯罪事実の要旨と整合性があるか、確認します。

第5 被疑者の人定事項

- 1 被疑者又は被告人の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨を記載すれば足够了（規則155条3項）。
(1) 写真の添付を求める必要はありません。
(2) 被疑者の特定ができない場合は「被疑者不詳」となります。
- 2 生年月日は記載要件ではありませんが、被疑者特定のための補助的な要素として記載する取扱いとなっています。

※ 犯行時14歳以上であること（刑法41条）

14歳未満（触法少年）の場合は、触法事件用の令状を使用します。

★

- 3 被疑者複数名を対象として請求する場合は「Aほか2名」という記載で足りませんが、その2名が記載されているか、必ず犯罪事実を確認してください。
- 4 法人を被疑者とする場合は、適用される法令に法人を処罰する規定が存在するか、確認してください。

第6 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

電磁的記録が犯罪事実に関係するものか、確認します。

※ 対象となる電磁的記録は、令状を執行して被処分者が記録をするときまでに存在するものです。

令状発付後、執行までの間に、新たに存在するに至った電磁的記録は対象となります（ただし、令状発付前の特定期間を区切った場合は対象となりません。）。

※ 電磁的記録がどの記録媒体に保管されているかは、特定する必要がありません。あくまで、被処分者が保管し又は利用する権限を有する電磁的記録自体を証拠収集の目的としているためです。

なお、仮に、電磁的記録が他国に所在するサーバ等の記録媒体に記録されている場合であっても、記録行為自体は、その命令を受けた者によって行われるのであり、捜査機関が行うものではないため、他国の主権を侵すことにはならないとされています。

第7 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

電磁的記録を保管する者、その他電磁的記録を利用する権限を有する者か、確認します。

サーバ管理者の地位にある幹部職員（役員等）や、サーバ管理者ではありませんが、システム端末からサーバ内の電磁的記録へのアクセス権限を有する職員（支店長等）が該当します。

※ 複数の職員を択一的に記載（支店長又は支店長代理）をすることや、法人自体（法人の名称、所在地、代表者氏名（代表取締役〇〇〇〇））を記載することも可能です。

※ [redacted] 疎明資料で確認してください。

第8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

7日を超えない場合は斜線と押印がされています。

※ 令状の有効期間は発付の日から7日間（規則300条）

第9 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由

1 事由は具体的に記載する必要があります。

2 公務所及び法117条に規定する場所は、夜間執行の許可を求める記載が不要です。

※ 記録命令を先行し、差押はその数日後に行う場合で、差押については、夜間執行の必要がないときは、記録命令のみ夜間執行をすることも可能です。

第10 犯罪事実の要旨

1 犯罪事実（規則155条4号）

罪名と対応しているか、確認してください。

2 [redacted] 別紙と請求書の記載内容に食違いがないか、確認してください。

3 日時場所等について、提出された疎明資料で確認してください。

別紙との契印

印

【※第9】

記録命令付差押許可状

被 疑 者 の 氏 名
及 び 年 齢

【※第1】

被疑者に対する 有印私文書偽造・同行使、詐欺 【※第2】 被疑事件
について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。

記録させ又は印刷さ
せるべき電磁的記録

別紙記載のとおり【※第3】

電磁的記録を記録させ
又は印刷させるべき者

別紙記載のとおり【※第4】

有 効 期 間

平成 26 年 6 月 10 日まで【※第5】

有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手することができない。この
場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当
裁判所に返還しなければならない。

平成 26 年 6 月 3 日【※第6】

さいたま地方裁判所

裁判官 川口 央 人 印 【※第7】

請求者の官公職氏名

埼玉県浦和警察署
司法警察員警部

【※第10】

（【※第8】この令状のうち記録命令については、日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官

印

別 紙

記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

平成26年5月13日から同月20日までの間にメールアドレス「 」によって送受信された電子メールの通信履歴（送受信の日時、送信元・送信先のメールアドレス）、メール本文及び添付ファイル

電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

東京都新宿区〇〇〇△丁目〇ー〇 〇〇ビル3階
株式会社〇〇〇通信データセンター センター長 

許可状

〈発付時〉※ 点検票を使用してください。（以下「被告人」の場合も同様です。）

第 1 被疑者の氏名及び年齢

- 1 戸籍謄本等で確認し、正確に記載してください。
- 2 自称、通称名も記載しますので、疎明資料で確認してください。

※ 外国人の場合

裁判所では日本語を用いる（裁判所法 74 条）こととされているため、被疑者が外国人の場合「外国語のスペルにふりがな（片仮名）を付記する」方法が相当です。

ただし、捜査の初期段階で、日本語の読み方が判明していない場合等は不要です。

第 2 罪名

請求書の罪名及び犯罪事実の要旨と合致しているか、確認してください。

第 3 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

- 1 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」と記載します。
- 2 別紙を引用しない場合は、請求書のとおり記載します。

第 4 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

- 1 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」と記載します。
- 2 別紙を引用しない場合は、請求書のとおり記載します。

第 5 有効期間

適法に許可状の執行に着手しうる期間です。

期間についての一般原則に従って初日算入はしません（法 55 条 1 項）。

末日は休日でも差し支えありません。

※ 有効期間が 7 日を超える場合、令状請求事件簿の備考欄に、その期間を記載してください。

第 6 発付年月日

発付が午前零時を過ぎる場合は、注意してください。

第 7 裁判官の記名押印

第 8 夜間執行の許可

夜間執行を許可する場合、裁判官の押印があるか、確認してください。

※ 「記録命令」のみに夜間執行を許可する場合は「この令状のうち記録命令については、日出前又は日没後でも執行することができる。」と記載します。

第9 契印

別紙を引用した場合（「記録させ又は印刷させるべき電磁的記録」「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」，「請求者の官公職氏名」）は，裁判官が契印します。

第10 請求者の官公職氏名

許可状の記載要件ではありません（法219条）が，記載する取扱いになっています。

※ 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」となります。
別紙の記載に誤りがないか，確認してください。

第11 発付

- 1 [] 許可状の押印，契印等の形式的な部分を確認した後，請求者に対し，許可状及び疎明資料を交付し，令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。
- 2 令状請求事件簿の備考欄に発付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.3	105	浦和	有印私文書 偽造・同行 使，詐欺	[]	記差	川口	発付		当直 19:15受付 20:35発付
~~~~~									

## ■ リモートアクセスによる複写処分（搜索差押許可

### 状，差押許可状）（法218条）

（搜索差押許可状請求書）

#### 搜索差押許可状請求書

【※第2】  
さいたま地方裁判所 裁判官 殿

【※第3】埼玉県浦和警察署

司法警察員 警 部

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件につき、搜索差押許可状 の発付を請求する。

【※第4】

記

1 被疑者の氏名【※第5】

2 差し押さえるべき物

被疑者の所有又は管理するパーソナルコンピュータ【※第6】

3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

さいたま市浦和〇丁目△番地 被疑者方居宅【※第7】

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由【※第8】

印

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲【※第9】

Webメールサービスのサーバーの記録領域であって、被疑者のアカウントによりアクセス可能な記録領域

6 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由【※第10】

印

7 犯罪事実の要旨【※第11】

被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成26年4月30日ころから同年5月10日ころまでの間、埼玉県内又はその周辺において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩類を自己の身体に使用したものである。

【※第1】

平成26年6月3日

〈受付〉

さいたま地方裁判所

26. 6-3

19時15分

(む) E第106号

印

印

(差押許可状請求書)

## 差押許可状請求書

【※第2】  
さいたま地方裁判所 裁判官 殿

【※第3】埼玉県浦和警察署

司法警察員 警 部

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件につき、差押許可状  
の発付を請求する。

【※第4】  
記

1 被疑者の氏名【※第5】

2 差し押さえるべき物【※第6】

被疑者の所有又は管理するパーソナルコンピュータ

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物【※第7】

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由【※第8】

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲【※第9】

Webメールサービスのサーバーの記録領域であって、被疑者のアカウントによりアクセス可能な記録領域

6 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由【※第10】

7 犯罪事実の要旨【※第11】

被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成26年4月30日ころから同年5月10日ころまでの間、埼玉県内又はその周辺において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩類を自己の身体に使用したものである。

【※第1】

平成26年6月3日  
(受付)

さいたま地方裁判所  
26. 6-3  
19時15分  
(む)E第106号

印

印

印

印

印

※ リモートアクセスによる複写処分

= 電子計算機に対する差押えを行う場合に付加的に認められる処分

当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体に保管されている電磁的記録を、当該電子計算機又は他の記録媒体に複写して差し押さえるものです。

リモートアクセスによる複写処分は、差押対象物となる電子計算機の差押えが認められることが前提となります。

○ 電子計算機

自動的に計算やデータ処理を行う電子装置のことをいいます。

パソコン等のほか、同様の機能を有するものであれば、携帯電話機もこれに該当します。

○ 電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体

電気通信（有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え又は受けること）を行うために設定される回線設備と結合し、電子計算機からの電気通信が可能な状態に構成されている記録媒体をいいます。

常時接続している状態である必要はなく、必要な都度接続してインターネットを利用している場合もこれに当たります。

**請求書**

〈受付〉（以下「被告人」の場合も同様です。）

第1 請求書（原本のみ提出）の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。

第2 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印します。※「地裁（む）、簡裁（る）」、「許可状はE」

第3 令状請求事件簿の備考欄に「当直」、「リモート」及び受付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備考
6.3	106	浦和	覚せい剤取 締法違反		捜索 差押	川口	発付		当直 リモート 19:15受付

↑  
差押の場合は「差押」

〈点検〉

第1 日付

請求当日の日付になっているか、確認します。

第2 請求先

処理庁になっているか、確認します。

第3 請求者の記載

○ 請求権者：検察官、検察事務官、司法警察員

※ 通常逮捕とは異なり、警部以上の限定はありません。

※ 司法巡査は請求することができません（法218条4項）。

（司法警察員の指定を受けた司法巡査もいるため御注意ください。）

※ 原則として、指定司法警察員が請求し、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えないとされています（犯罪捜査規範137条1項）。

1 請求者の所属官署

2 請求者の署名（記名）押印

押印漏れがないか、確認します。

3 署印又は庁印

※ 法定の要件ではありませんが、押す慣行となっています。

第4 罪名

1 未遂、教唆・幫助等も正確に記載されているか、確認します。

2 特別法犯の場合、罰条までは記載していません。

（例 覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反）

3 犯罪事実の要旨と整合性があるか、確認します。

第5 被疑者の人定事項

1 被疑者又は被告人の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨を記載すれば足ります（規則155条3項）。

(1) 写真の添付を求める必要はありません。

(2) 被疑者の特定ができない場合は「被疑者不詳」となります。

2 生年月日は記載要件ではありませんが、被疑者特定のための補助的な要素として記載する取扱いとなっています。

※ 犯行時14歳以上であること（刑法41条）

14歳未満（触法少年）の場合は、触法事件用の令状を使用します。

★

3 被疑者複数名を対象として請求する場合は「Aほか2名」という記載で足りますが、その2名が記載されているか、必ず犯罪事実を確認してください。

- 4 法人を被疑者とする場合は、適用される法令に法人を処罰する規定が存在するか、確認してください。

## 第6 差し押さえるべき物

差押対象物である「電子計算機」の記載が必要となります。

リモートアクセスに係らない帳簿類が、併せて請求される場合もあります。

## 第7 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

※ 差押許可状請求の場合は抹消します。

※ リモートアクセス先の記録媒体を探す行為は法102条の「搜索」には当たりません。法111条1項の「必要な処分」として行うことが可能と考えられています。

そのため、差押対象物である電子計算機について搜索の必要がない場合は、搜索差押許可状ではなく、差押許可状を発付することになります。

## 第8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

7日を超えない場合は斜線と押印がされています。

※ 令状の有効期間は発付の日から7日間（規則300条）

## 第9 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

1 記録媒体が法218条2項の要件を満たすものか、確認します。

(1) 当該記録媒体が差押対象物である電子計算機と電気通信回線で接続している蓋然性があるか。

(2) 収集目的である電磁的記録が当該記録媒体に保管されている蓋然性があるか。

(3) 当該記録媒体が差押対象物である電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去することができることとされている電磁的記録を保管するために使用されている蓋然性があるか。

2 差し押さえるべき物が複数ある場合（「本件に関連するパーソナルコンピュータ」と記載されているような場合）は、リモートアクセスによる複写処分がどの差押対象物にかかるものか、特定する必要があります。

例 （差し押さえるべき物のうち被疑者が使用するパーソナルコンピュータについて）

Webメールサービスのサーバーの記録領域であって、被疑者のアカウントによりアクセス可能な記録領域



(差し押さえるべき物のうちZが使用するパーソナルコンピュータについて)

Webメールサービスのサーバーの記録領域であって、Zのアカウントによりアクセス可能な記録領域

※ リモートアクセス先の記録媒体自体が存在する場所を特定する必要はありません。

例 メールサーバをリモートアクセス先の記録媒体とする場合、当該メールサーバが設置されている場所を令状で特定する必要はないということです。

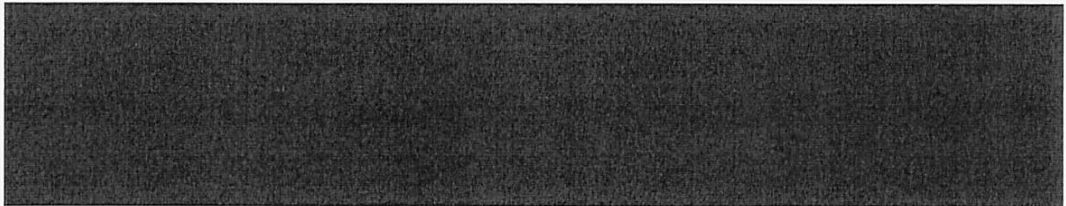
#### 第10 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由

- 1 必要な場合、事由は具体的に記載する必要があります。
- 2 公務所及び法117条に規定する場所は、夜間執行の許可を求める記載が不要です。

#### 第11 犯罪事実の要旨

- 1 犯罪事実(規則155条4号)  
罪名と対応しているか、確認してください。
- 2  別紙と請求書の記載内容に食い違いがないか、確認してください。
- 3 日時場所等について、提出された疎明資料で確認してください。

【リモートアクセス先が他国の領域にあることが判明した場合】



(サイバー犯罪に関する条約32条)

①他国に所在する記録媒体のデータが公に利用可能な蔵置されたものである場合、②コンピュータ・システムを通じて、そのデータを開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合には、締約国が他の締約国の許可なしに、そのデータにアクセスすること(又は受領すること)ができる。

(別紙を引用する場合)

別紙との契印

印

【※第10】

## 搜索差押許可状

被 疑 者 の 氏 名  
及 び 年 齢

【※第1】

被疑者に対する

覚せい剤取締法違反 【※第2】

被疑事件

について、下記のとおり搜索及び差押えをすることを許可する。

搜 索 す べ き 場 所、  
身 体 又 は 物

さいたま市浦和区〇丁目△番地 被疑者方居宅  
【※第3】

差し押さえるべき物

被疑者の所有又は管理するパーソナルコンピュータ  
【※第4】

差し押さえるべき電子計算機に電  
気通信回線で接続している記録媒  
体であって、その電磁的記録を複  
写すべきものの範囲

Webメールサービスのサーバーの記録領域であって、  
被疑者のアカウントによりアクセス可能な記録領域  
【※第5】

有 効 期 間

平成 26 年 6 月 10 日まで【※第6】

有効期間経過後は、この令状により搜索又は差押えに着手することができない。この場  
合には、これを当裁判所に返還しなければならない。  
有効期間内であっても、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁  
判所に返還しなければならない。

平成 26 年 6 月 3 日【※第7】

さいたま地方裁判所

裁判官

川口 央 人

印

【※第8】

請求者の官公職氏名

埼玉県浦和警察署

司法警察員警部

【※第11】

(【※第9】この令状のうち記録命令については、日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官

印

(別紙を引用する場合) 別紙との契印

印

【※第10】

## 差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名  
及 び 年 齢

【※第1】

被疑者に対する

覚せい剤取締法違反 【※第2】

被疑事件

について、下記のとおり差押えをすることを許可する。

差し押さえるべき物

被疑者の所有又は管理するパーソナルコンピュータ  
【※第4】

差し押さえるべき電子計算機に電  
気通信回線で接続している記録媒  
体であって、その電磁的記録を複  
写すべきものの範囲

Webメールサービスのサーバーの記録領域であって、  
被疑者のアカウントによりアクセス可能な記録領域  
【※第5】

有 効 期 間

平成 26 年 6 月 10 日まで 【※第6】

有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、  
これを当裁判所に返還しなければならない。

有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に  
返還しなければならない。

平成 26 年 6 月 3 日 【※第7】

さいたま地方裁判所

裁判官

川口央人

印

【※第8】

請求者の官公職氏名

埼玉県浦和警察署

司法警察員警部

【※第11】

(【※第9】この令状のうち記録命令については、日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官

印

## 許可状

〈発付時〉※ 点検票を使用してください。（以下「被告人」の場合も同様です。）

### 第1 被疑者の氏名及び年齢

- 1 戸籍謄本等で確認し、正確に記載してください。
- 2 自称、通称名も記載しますので、疎明資料で確認してください。

※ 外国人の場合

裁判所では日本語を用いる（裁判所法74条）こととされているため、被疑者が外国人の場合「外国語のスペルにふりがな（片仮名）を付記する」方法が相当です。

ただし、捜査の初期段階で、日本語の読み方が判明していない場合等は不要です。

### 第2 罪名

請求書の罪名及び犯罪事実の要旨と合致しているか、確認してください。

### 第3 搜索すべき場所、身体又は物

- 1 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」と記載します。
- 2 別紙を引用しない場合は、請求書のとおり記載します。

※ 差押許可状には、本欄がありません。

### 第4 差し押さえるべき物

- 1 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」と記載します。
- 2 別紙を引用しない場合は、請求書のとおり記載します。

※ リモートアクセスによる複写処分は、差し押さえるべき物が電子計算機の場合に認められるものであるため、当該電子計算機が記載されているか、確認してください。

リモートアクセスに係らない帳簿類の差押えも併せて認容する場合は、これらも併記します。

※ 電子計算機自体の差押えが認められない場合は、本令状の請求を撤回させるか、却下します。

### 第5 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

- 1 差押対象物となる電子計算機の差押えが認められることが前提となります。
- 2 主に、電子メールサーバの記録領域、リモートストレージ（オンラインストレージ）の記録領域、LANで接続されたファイルサーバの記録領域等、その電磁的記録が保管されている記録媒体の範囲が複写すべきものの範囲となります（電子計算機に接続しているすべての記録媒体を

対象とはしません。 ) 。

電磁的記録のうち、犯罪事実と関連のあるものを複写することになります。

- 3 差し押さえるべき物が複数ある場合は、リモートアクセスによる複写処分がどの差押対象物にかかるものか、特定します。

※ リモートアクセスによる複写処分を認めず、電子計算機の差押えのみを許可する場合は本欄に斜線を引くこととなりますが、裁判官の印は不要です。

令状請求者がリモートアクセスによる複写処分のみを撤回を求めてきた場合は、令状請求書にその旨を記載させます。

- 4 リモートアクセスによる複写処分を認めず、電子計算機の差押えのみを許可する場合は、本欄に斜線を引きます。

## 第 6 有効期間

適法に許可状の執行に着手しうる期間です。

期間についての一般原則に従って初日算入はしません（法 55 条 1 項）。

末日は休日でも差し支えありません。

※ 有効期間が 7 日を超える場合、令状請求事件簿の備考欄に、その期間を記載してください。

## 第 7 発付年月日

発付が午前零時を過ぎる場合は、注意してください。

## 第 8 裁判官の記名押印

## 第 9 夜間執行の許可

夜間執行を許可する場合、裁判官の押印があるか、確認してください。

## 第 10 契印

別紙を引用した場合（「搜索すべき場所、身体又は物」、「差し押さえるべき物」、「差し押さえるべき電子通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」、「請求者の官公職氏名」）は、裁判官が契印します。

## 第 11 請求者の官公職氏名

許可状の記載要件ではありません（法 219 条）が、記載する取扱いになっています。

※ 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」となります。

別紙の記載に誤りがないか、確認してください。

## 第 1 2 発付

- 1 [ ] 許可状の押印，契印等の形式的な部分を確認した後，請求者に対し，許可状及び疎明資料を交付し，令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。
- 2 令状請求事件簿の備考欄に発付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.3	106	浦和	覚せい剤取 締法違反	[ ]	搜索 差押	川口	発付		当直 リモート 19:15受付 20:40発付

↑  
差押の場合は「差押」

## ■ 検証許可状 (法218条)

### 検証許可状請求書

【※第2】

さいたま地方裁判所 裁判官 殿

【※第3】埼玉県浦和警察署

司法警察員 警 部

【※第1】

平成26年6月4日

〈受付〉

さいたま地方裁判所

26.6-4

18時20分

(む)E第107号

印

印

下記被疑者に対する 傷害 被疑事件につき、差押許可状の発付を請求する。

【※第4】

記

1 被疑者の氏名【※第5】

2 差し押さえるべき物【※第6】

印

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物【※第7】

検証すべき場所若しくは物

東京都港区〇丁目〇番〇号 △△ビル5階

株式会社□□ ネットワークテクニカルオペレーションセンター設置の

ネットワークオペレーションシステムクライアント端末

検証すべき場所

上記端末を操作して、

携帯電話080-〇〇〇〇-〇〇〇〇で使用する携帯電話端末機  
の所在位置の探索を行う。

(検証期間)

平成26年6月6日から平成26年6月13日までの間

(検証時間)

上記期間中の各日

午前10時ころ、午後2時ころ、午後5時ころ

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由【※第8】

印

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲【※第9】

印

6 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由【※第10】

印

7 犯罪事実の要旨【※第11】

別紙のとおり

※ 検証 = 五官の作用により、人の身体、物、場所の性質又は状況を実験認識する強制処分

所在不明の被疑者を逮捕する目的で、被疑者の利用している携帯電話機について、携帯電話会社のシステム端末を操作して、その所在位置を探索するために、検証許可状が請求されます。

既に、逮捕状が発付されている所在不明の被疑者を探索するための請求が一般的です。

逮捕状が発付されていない段階で検証許可状を発付することも可能ですが、この場合、必要性の判断はより慎重であることが求められます。

### 請求書

〈受付〉（以下「被告人」の場合も同様です。）

第1 請求書（原本のみ提出）の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。

第2 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印します。※「地裁(む)、簡裁(る)」, 「許可状はE」

第3 令状請求事件簿の備考欄に「当直」及び受付時刻を記載します。

※ 1人の被疑者に対し、複数の許可状請求がされた場合, 各令状を特定するために「090-9999-0000」等、検証対象を簡潔に記載してください。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
6.4	107	浦和	傷害		検証	与野	発付		当直 18:20受付

〈点検〉

第1 日付

請求当日の日付になっているか、確認します。

第2 請求先

処理庁になっているか、確認します。

第3 請求者の記載

○ 請求権者：検察官、検察事務官、司法警察員



※ 通常逮捕とは異なり、警部以上の限定はありません。

※ 司法巡査は請求することができません（法218条4項）。

（司法警察員の指定を受けた司法巡査もいるため御注意ください。）

※ 原則として、指定司法警察員が請求し、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えないとされています（犯罪捜査規範137条1項）。

- 1 請求者の所属官署
- 2 請求者の署名（記名）押印  
押印漏れがないか、確認します。
- 3 署印又は庁印

※ 法定の要件ではありませんが、押す慣行となっています。

#### 第4 罪名

- 1 未遂、教唆・幫助等も正確に記載されているか、確認します。
- 2 特別法犯の場合、罰条までは記載していません。  
（例 覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反）
- 3 犯罪事実の要旨と整合性があるか、確認します。

#### 第5 被疑者の人定事項

- 1 被疑者又は被告人の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨を記載すれば足ります（規則155条3項）。
  - (1) 写真の添付を求める必要はありません。
  - (2) 被疑者の特定ができない場合は「被疑者不詳」となります。
- 2 生年月日は記載要件ではありませんが、被疑者特定のための補助的な要素として記載する取扱いとなっています。

※ 犯行時14歳以上であること（刑法41条）

14歳未満（触法少年）の場合は、触法事件用の令状を使用します。

★

- 3 被疑者複数名を対象として請求する場合は「Aほか2名」という記載で足りませんが、その2名が記載されているか、必ず犯罪事実を確認してください。
- 4 法人を被疑者とする場合は、適用される法令に法人を処罰する規定が存在するか、確認してください。

#### 第6 差し押さえるべき物

必要がないため、記載されている場合には、削除してください。

#### 第7 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

- 1 検証の日時や場所、対象となる携帯電話の番号等に誤りがないか、確認してください。
- 2 検証に着手する日（検証期間の初日）が、令状の有効期間内であ

※ 検証期間全体が令状の有効期間内である必要はありません。検証に着手するのが有効期間内であれば、有効期間経過後も引き続き、検証を続けることが可能です。

7日を超えない場合は斜線と押印がされています。

第9 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲  
必要がないため、記載されている場合には、削除してください。

※ 携帯電話機の検証の場合、夜間執行の許可は次の理由から、一律不要とされています。

- ## 1 犯罪事实（規則155条4号）

2 [REDACTED] 別紙と請求書の記載内容に食  
 違いがないか、確認してください。

- 76 -

別紙との契印

印

【※第7】

# 検 証 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名  
及 び 年 齢

【※第1】

被疑者に対する

傷 害 【※第2】

被疑事件

について、下記のとおり検証することを許可する。

検証すべき場所又は物

別紙記載のとおり 【※第3】

有 効 期 間

平 成 2 6 年 6 月 1 1 日まで 【※第4】

有効期間経過後は、この令状により検証に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

有効期間内であっても、検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平 成 2 6 年 6 月 4 日 【※第5】

さいたま地方裁判所

裁 判 官

与 野 住 男

印

【※第6】

請 求 者 の 官 公 職 氏 名

埼玉県浦和警察署

司法警察員警部

【※第8】

## **許可状**

〈発付時〉※ 点検票を使用してください。（以下「被告人」の場合も同様です。）

### **第1 被疑者の氏名及び年齢**

- 1 戸籍謄本等で確認し、正確に記載してください。
- 2 自称、通称名も記載しますので、疎明資料で確認してください。

※ 外国人の場合

裁判所では日本語を用いる（裁判所法74条）こととされているため、被疑者が外国人の場合「外国語のスペルにふりがな（片仮名）を付記する」方法が相当です。

ただし、捜査の初期段階で、日本語の読み方が判明していない場合等は不要です。

- 3 被疑者複数名の場合「ほか○名」（又は全員を列記）と記載してください。

### **第2 罪名**

請求書の罪名及び犯罪事実の要旨と合致しているか、確認してください。

### **第3 検証すべき場所又は物**

- 1 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」
- 2 別紙を引用しない場合は、請求書のとおり記載してください。

### **第4 有効期間**

適法に許可状の執行に着手しうる期間です。

期間についての一般原則に従って初日算入はしません（法55条1項）。

末日は休日でも差し支えありません。

※ 検証に着手する日（検証期間の初日）が、令状の有効期間内であるか、確認してください。

※ 有効期間が7日を超える場合、令状請求事件簿の備考欄に、その期間を記載してください。

### **第5 発付年月日**

発付が午前零時を過ぎる場合は、注意してください。

### **第6 裁判官の記名押印**

### **第7 契印**

別紙を引用した場合（「検証すべき場所又は物」，「請求者の官公職氏名」）は、裁判官が契印します。

## 第8 請求者の官公職氏名

許可状の記載要件ではありません（法219条）が、記載する取扱いになっています。

※ 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」となります。  
別紙の記載に誤りがないか、確認してください。

## 第9 発付

- 1  許可状の押印、契印等の形式的な部分を確認した後、請求者に対し、許可状及び疎明資料を交付し、令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。
- 2 令状請求事件簿の備考欄に発付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.4	107	浦和	傷害		検証	与野	発付		当直 18:20受付 19:15発付
//////////									

## ■ 身体検査令状 (法218条)

### 身体検査令状請求書

【※第2】  
さいたま地方裁判所 裁判官 殿

【※第3】 埼玉県浦和警察署

司法警察員 警 部

【※第1】

平成26年6月4日  
(受付)

さいたま地方裁判所  
26. 6-4  
18時32分  
(む) E第108号

印

印

【※第4】  
下記被疑者に対する 住居侵入、強盗 被疑事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名 【※第5】

2 身体検査を受ける者 【※第6】

氏 名  
年 齢  
職 業  
住 居  
健康状態

3 身体検査を必要とする理由 【※第7】

被疑者は逮捕当初から本件犯行を否認していることから、被疑者の身体を立体的に写真撮影して、本件を立証する必要があるため

4 検査すべき身体の部位 【※第8】

被疑者の着衣の状態での身体

5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由 【※第9】

印

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由 【※第10】

印

7 犯罪事実の要旨 【※第11】

別紙記載のとおり

※ 身体検査 = (狭義)

人の身体についての検証

(広義)

- ・ 鑑定における身体検査 (法 225 条 1 項, 168 条 1 項)
- ・ 身体への搜索 (法 218 条 1 項, 102 条)

## 請求書

〈受付〉 (以下「被告人」の場合も同様です。)

第 1 請求書 (原本のみ提出) の余白に受付日付印を押捺し, 受付時刻を記載します。

第 2 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し, その傍らに認印します。※「地裁(地), 簡裁(簡)」, 「許可状は E」

第 3 令状請求事件簿の備考欄に「当直」及び受付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.4	108	浦和	住居侵入, 強盗		身体 検査	与野	発付		当直 18:32 受付

〈点検〉

第 1 日付

請求当日の日付になっているか, 確認します。

第 2 請求先

処理庁になっているか, 確認します。

第 3 請求者の記載

○ 請求権者: 検察官, 検察事務官, 司法警察員

※ 通常逮捕とは異なり, 警部以上の限定はありません。

※ 司法巡査は請求することができません (法 218 条 4 項)。

(司法警察員の指定を受けた司法巡査もいるため御注意ください。)

※ 原則として, 指定司法警察員が請求し, やむを得ないときは, 他の司法警察員が請求しても差し支えないとされています (犯罪捜査規範 137 条 1 項)。

1 請求者の所属官署

2 請求者の署名 (記名) 押印

押印漏れがないか、確認します。

3 署印又は庁印

※ 法定の要件ではありませんが、押す慣行となっています。

第4 罪名

1 未遂、教唆・幫助等も正確に記載されているか、確認します。

2 特別法犯の場合、罰条までは記載していません。

(例 覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反)

3 犯罪事実の要旨と整合性があるか、確認します。

第5 被疑者の人定事項

1 被疑者又は被告人の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる(規則155条3項)。

(1) 写真の添付を求める必要はありません。

(2) 被疑者の特定ができない場合は「被疑者不詳」となります。

2 生年月日は記載要件ではありませんが、被疑者特定のための補助的な要素として記載する取扱いとなっています。

※ 犯行時14歳以上であること(刑法41条)

14歳未満(触法少年)の場合は、触法事件用の令状を使用します。

★

3 被疑者複数名を対象として請求する場合は「Aほか2名」という記載で足りますが、その2名が記載されているか、必ず犯罪事実を確認してください。

※ 身体検査を受ける者が女性の場合「医師又は成年の女子をこれに立ち合わせなければならない(法222条1項、131条2項)」とされています。

第6 身体検査を受ける者

身体検査を受ける者の性別、健康状態の記載が必要です(法218条5項)。疎明資料で確認してください。

第7 身体検査を必要とする理由

記載が必要です(法218条5項)。疎明資料で確認してください。

第8 検査すべき身体の部位

記載が必要です(規則155条1項)。疎明資料で確認してください。

身体検査令状によってできる身体検査の範囲は、身体の表面部位までです。身体の内部に関する検査は鑑定処分許可状による必要があります。



**第 9** 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由  
7日を超えない場合は斜線と押印がされています。

※ 令状の有効期間は発付の日から7日間（規則300条）

**第 10** 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由  
必要がないため、記載されている場合には、削除してください。

**第 11** 犯罪事実の要旨

1 犯罪事実（規則159条3号）

罪名と対応しているか、確認してください。

2 [REDACTED] 別紙と請求書の記載内容に食  
違いがないか、確認してください。

3 日時場所等について、提出された疎明資料で確認してください。

(別紙を引用する場合)

別紙との契印

印

【※第8】

## 身体検査令状

被 疑 者 の 氏 名  
及 び 年 齢

【※第1】

被疑者に対する

住居侵入、強盗 【※第2】

被疑事件

について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。

検 査 す べ き 身 体

被疑者の着衣の状態での身体 【※第3】

身体の検査に関する条件

被疑者に黒色ニットキャップ、紺色ジャンパーを着用  
させて写真撮影をすること 【※第4】

身体の検査を受ける者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、10万円以下の  
過料又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科される  
ことがある。

有 効 期 間

平成26年6月11日まで【※第5】

有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合  
には、これを当裁判所に返還しなければならない。

平成26年6月4日 【※第6】

さいたま地方裁判所

裁 判 官

与 野 住 男

印

【※第7】

請 求 者 の 官 公 職 氏 名

埼玉県浦和警察署

司法警察員警部

【※第9】

## 許可状

〈発付時〉※ 点検票を使用してください。（以下「被告人」の場合も同様です。）

### 第1 被疑者の氏名及び年齢

- 1 戸籍謄本等で確認し、正確に記載してください。
- 2 自称、通称名も記載しますので、疎明資料で確認してください。

※ 外国人の場合

裁判所では日本語を用いる（裁判所法74条）こととされているため、被疑者が外国人の場合「外国語のスペルにふりがな（片仮名）を付記する」方法が相当です。

ただし、捜査の初期段階で、日本語の読み方が判明していない場合等は不要です。

- 3 被疑者複数名の場合「ほか○名」（又は全員を列記）と記載してください。

### 第2 罪名

請求書の罪名及び犯罪事実の要旨と合致しているか、確認してください。

### 第3 立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

請求書の罪名及び犯罪事実の要旨と合致しているか、確認してください。

### 第4 身体検査に関する条件

法218条6項（裁判官は、鑑定にともなう身体検査について条件を附することができる）に基づくものです。

※ 身体検査を受ける者が女性の場合「医師又は成年女子をこれに立ち会わせること」という条件も併せて記載することになります。

### 第5 有効期間

適法に許可状の執行に着手しうる期間です。

期間についての一般原則に従って初日算入はしません（法55条1項）。末日は休日でも差し支えありません。

### 第6 発付年月日

発付が午前零時を過ぎる場合は、注意してください。

### 第7 裁判官の記名押印

## 第8 契印

別紙を引用した場合（「検査すべき場所」，「身体検査に関する条件」，「請求者の官公職氏名」）は，裁判官が契印します。

## 第9 請求者の官公職氏名

許可状の記載要件ではありません（法219条）が，記載する取扱いになっています。

※ 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」となります。  
別紙の記載に誤りがないか，確認してください。

## 第10 発付

- 1  身体検査令状の押印，契印等の形式的な部分を  
確認した後，請求者に対し，身体検査令状及び疎明資料を交付し，  
令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。
- 2 令状請求事件簿の備考欄に発付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.4	108	浦和	住居侵入 ， 強盗		身体 検査	与野	発付		当直 18:32受付 19:26受付

■ **鑑定処分許可状** (法225条)

**鑑定処分許可請求書**

【※第2】  
さいたま地方裁判所 裁判官 殿

【※第3】 埼玉県浦和警察署

司法警察員 警 部

【※第1】  
平成26年6月4日  
(受付)

さいたま地方裁判所  
26. 6-4  
19時10分  
(む) E第109号

印

印

【※第4】

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件につき、鑑定を嘱託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

記

- 1 鑑定人の職業及び氏名【※第5】  
埼玉県警察科学捜査研究所  
技術職員
- 2 鑑定を嘱託した年月日 【※第6】  
平成26年6月4日
- 3 鑑定嘱託事項 【※第7】  
覚醒剤であるか否か、覚醒剤であればその名称及び重量
- 4 犯罪事実の要旨 【※第8】  
別紙記載のとおり
- 5 被疑者の氏名  
【※第9】
- 6 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物  
覚醒剤と思料される白色結晶 1袋 【※第10】  
(縦5センチメートル、横8.5センチメートル大のファスナー付きビニール袋入り)
- 7 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由【※11】

印

※ 鑑定 = 特別の知識経験である法則又はその法則に基づく意見判断の報告

### 請求書

〈受付〉（以下「被告人」の場合も同様です。）

第1 請求書（原本のみ提出）の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。

第2 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印します。※「地裁(む), 簡裁(る)」, 「許可状はE」

第3 令状請求事件簿の備考欄に「当直」及び受付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備考
6.4	109	浦和	覚せい剤 取締法違反		鑑定 処分	与野	発付		当直 19:10受付

〈点検〉

第1 日付

請求当日の日付になっているか、確認します。

第2 請求先

処理庁になっているか、確認します。

第3 請求者の記載

○ 請求権者：検察官、検察事務官、司法警察員

※ 通常逮捕とは異なり、警部以上の限定はありません。

※ 司法巡査は請求することができません（法225条2項）。

（司法警察員の指定を受けた司法巡査もいるため御注意ください。）

※ 原則として、指定司法警察員が請求し、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えないとされています（犯罪捜査規範137条1項）。

1 請求者の所属官署

2 請求者の署名（記名）押印

押印漏れがないか、確認します。

3 署印又は庁印

※ 法定の要件ではありませんが、押す慣行となっています。

**第4 罪名**

- 1 未遂、教唆・幫助等も正確に記載されているか、確認します。
- 2 特別法犯の場合、罰条までは記載していません。  
(例 覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反)
- 3 犯罪事実の要旨と整合性があるか、確認します。

**第5 鑑定人の職業及び氏名**

疎明資料（鑑定嘱託書写し、電話聴取等）で確認してください。

※ 鑑定人の年齢は記載要件ではありません。

**第6 鑑定を嘱託した年月日**

疎明資料（鑑定嘱託書写し、電話聴取書等）で確認してください。

※ 日付が空欄の場合があります。その場合は、必ず記載させてください。

**第7 鑑定嘱託事項**

疎明資料（鑑定嘱託書写し等）で確認してください。

※ 死体解剖の場合は、被害者が死亡していることが疎明資料から明らかになっていることが前提となりますので、死体検案書、検死報告書、死亡確認の報告書等で、死亡日時や死亡が確認された場所（病院名）、死亡原因を確認してください。

**第8 犯罪事実の要旨**

- 1 犯罪事実（規則159条3号）

罪名と対応しているか、確認してください。

- 2 [REDACTED] 別紙と請求書の記載内容に食い違いがないか、確認してください。

- 3 日時場所等について、提出された疎明資料で確認してください。

※ 拾得物が法禁物の場合は、犯罪日時、場所は実際に拾得したときのそれとなります。これは遺失物取扱報告書等で確認することができます。落とし主がわからない場合、被疑者の氏名は不詳となります。

**第9 被疑者の人定事項**

- 1 被疑者又は被告人の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨を記載すれば足ります（規則155条3項）。

(1) 写真の添付を求める必要はありません。

(2) 被疑者の特定ができない場合は「不詳」となります。

- 2 生年月日は記載要件ではありませんが、被疑者特定のための補助的な要素として記載する取扱いとなっています。

※ 犯行時14歳以上であること（刑法41条）

14歳未満（触法少年）の場合は、触法事件用の令状を使用します。

★

- 3 被疑者複数名を対象として請求する場合は「Aほか2名」という記載で足りますが、その2名が記載されているか、必ず犯罪事実を確認してください。
- 4 法人を被疑者とする場合は、適用される法令に法人を処罰する規定が存在するか、確認してください。

**第10 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物**

※ 死体解剖の場合

〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇日生 男性）の死体1 躯

※ 遺留された覚醒剤と思料される物

白色結晶状粉末1 袋（平成〇〇年〇月〇日付埼玉県〇〇警察署司法  
巡査〇〇が作成した領置調書(乙)押収品目録番号第1 号物件）

**第11 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由**

7日を超えない場合は斜線と押印がされています。

※ 令状の有効期間は発付の日から7日間（規則300条）



(別紙を引用する場合)

別紙との契印

印

【※第9】

## 鑑 定 処 分 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名  
及 び 年 齢

【※第1】

被疑者に対する

覚せい剤取締法違反 【※第2】

被疑事件

について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。

鑑定人

氏 名  
職 業

【※第3】

埼玉県警察科学捜査研究所 技術職員

立 ち 入 る べ き 場 所  
検 査 す べ き 身 体  
解 剖 す べ き 死 体  
発 掘 す べ き 墳 墓  
又 は 破 壊 す べ き 物

別紙記載のとおり 【※第4】

身体の検査に関する条件

【※第5】

有 効 期 間

平成 26 年 6 月 11 日まで 【※第6】

有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

平成 26 年 6 月 4 日 【※第7】

さいたま地方裁判所

裁 判 官

与 野 住 男

印

【※第8】

請 求 者 の 官 公 職 氏 名

埼玉県浦和警察署

司法警察員警部

【※第10】

別 紙

破壊すべき物

覚醒剤と思料される白色結晶 1袋

(縦5センチメートル，横8.5センチメートル大のファスナー付き  
ビニール袋入り)

## 許可状

〈発付時〉※ 点検票を使用してください。（以下「被告人」の場合も同様です。）

### 第1 被疑者の氏名及び年齢

- 1 戸籍謄本等で確認し、正確に記載してください。
- 2 自称、通称名も記載しますので、疎明資料で確認してください。

#### ※ 外国人の場合

裁判所では日本語を用いる（裁判所法74条）こととされているため、被疑者が外国人の場合「外国語のスペルにふりがな（片仮名）を付記する」方法が相当です。

ただし、捜査の初期段階で、日本語の読み方が判明していない場合等は不要です。

- 3 被疑者複数名の場合「ほか○名」（又は全員を列記）と記載してください。

### 第2 罪名

請求書の罪名及び犯罪事実の要旨と合致しているか、確認してください。

### 第3 鑑定人

職業及び年齢は記載要件とされていませんが、職業は請求書及び疎明資料を基に記載しています。

年齢は記載しない取扱いとしています。

### 第4 立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

- 1 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」
- 2 別紙を引用しない場合は、請求書のとおり記載してください。

#### 例 ※ 死体解剖の場合

○○○○（昭和○○年○月○日生 男性）の死体1 躯

#### ※ 遺留された覚醒剤と思料される物

白色結晶状粉末1 袋

（平成○○年○月○日付埼玉県○○警察署司法巡査○○が作成した領置調書(乙)押収品目録番号第1 号物件）

### 第5 身体 of 検査に関する条件

法225条4項、168条3項（裁判官は、鑑定にともなう身体検査について条件を附することができる。）に基づくものです。

※ この条件が附されるのは強制採血や毛髪採取等、限られた機会のみです。

通常、この欄には斜線を引くこととなりますが、裁判官の印は不要です。

## 第6 有効期間

適法に許可状の執行に着手しうる期間です。

期間についての一般原則に従って初日算入はしません（法55条1項）。

末日は休日でも差し支えありません。

※ 検証に着手する日（検証期間の初日）が、令状の有効期間内であるか、確認してください。

※ 有効期間が7日を超える場合、令状請求事件簿の備考欄に、その期間を記載してください。

## 第7 発付年月日

発付が午前零時を過ぎる場合は、注意してください。

## 第8 裁判官の記名押印

## 第9 契印

別紙を引用した場合（「立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物」、「身体の検査に関する条件」、「請求者の官公職氏名」）は、裁判官が契印します。

## 第10 請求者の官公職氏名

許可状の記載要件ではありません（法219条）が、記載する取扱いになっています。

※ 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」となります。

別紙の記載に誤りがないか、確認してください。

## 第11 発付

1 [ ] 許可状の押印、契印等の形式的な部分を確認した後、請求者に対し、許可状及び疎明資料を交付し、令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。

2 令状請求事件簿の備考欄に発付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.4	109	浦和	覚せい剤 取締法違 反	[ ]	鑑定 処分	与野	発付		当直 19:10受付 19:55受付

## 《強制採血，毛髪採取》

### （＝鑑定処分許可状 及び 身体検査令状）

※ 強制採血及び毛髪採取は，鑑定処分許可状と身体検査令状を併せて発付します。

血液は尿と異なり生命を維持する構成要素そのものであり，その採取のためには注射痕等を残すこと等から，このように解されています。

■ **鑑定処分許可状** (法225条, 法168条)

**鑑定処分許可請求書**

【※第1】

平成26年6月4日

【※第2】

さいたま地方裁判所 裁判官 殿

【※第3】 埼玉県浦和警察署

司法警察員 警 部

【※第4】

下記被疑者に対する 道路交通法違反 被疑事件につき、鑑定を嘱託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

記

1 鑑定人の職業及び氏名 【※第5】

埼玉県警察科学捜査研究所 技術職員

2 鑑定を嘱託した年月日 【※第6】

平成26年6月4日

3 鑑定嘱託事項 【※第7】

被疑者 の身体からの血液採取

4 犯罪事実の要旨 【※第8】

別紙記載のとおり

5 被疑者の氏名

【※第9】

6 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

【※第10】

の身体

7 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

印

【※第11】

〈受付〉

さいたま地方裁判所

26. 6-4

20時35分

(む) E第110号

印

印

## 請求書

〈受付〉（以下「被告人」の場合も同様です。）

第1 請求書（原本のみ提出）の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。

第2 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印します。※「地裁(む), 簡裁(る)」, 「許可状はE」

第3 令状請求事件簿の備考欄に次の事項を記載します。

- 1 「当直」及び受付時刻
- 2 強制採血（※通常の鑑定処分許可状と区別するためです。）

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備考
6.4	110	浦和	道路交通 法違反		鑑定 処分	与野	発付		当直 強制採血 20:35受付

〈点検〉

第1 日付

請求当日の日付になっているか、確認します。

第2 請求先

処理庁になっているか、確認します。

第3 請求者の記載

○ 請求権者：検察官，検察事務官，司法警察員

※ 通常逮捕とは異なり，警部以上の限定はありません。

※ 司法巡査は請求することができません（法225条2項）。

（司法警察員の指定を受けた司法巡査もいるため御注意ください。）

※ 原則として，指定司法警察員が請求し，やむを得ないときは，他の司法警察員が請求しても差し支えないとされています（犯罪捜査規範137条1項）。

1 請求者の所属官署

2 請求者の署名（記名）押印

押印漏れがないか，確認します。

3 署印又は庁印

※ 法定の要件ではありませんが，押す慣行となっています。



#### 第4 罪名

- 1 未遂、教唆・幫助等も正確に記載されているか、確認します。
- 2 特別法犯の場合、罰条までは記載していません。  
(例 覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反)
- 3 犯罪事実の要旨と整合性があるか、確認します。

#### 第5 鑑定人の職業及び氏名

疎明資料（鑑定嘱託書写し、電話聴取書等）で確認してください。

※ 鑑定人の年齢は記載要件ではありません。

**※ 検査を担当する科学捜査研究所職員のみが記載されている場合は、必ず採血を担当する医師の記載をする必要があります。**

(医師のみが記載されている場合は、念のため、請求者に対し、当該医師が採取した血液の検査をできるか、確認してください。)

※ 毛髪採取の場合は、採血と異なり、毛髪の切取、抜去は特別な技能や知識を必要としないため、実際に検査する者の氏名だけを記載すれば足ります。

#### 第6 鑑定を嘱託した年月日

疎明資料（鑑定嘱託書写し、電話聴取書等）で確認してください。

※ 日付が空欄の場合があります。その場合は、必ず記載させてください。

#### 第7 鑑定嘱託事項

記載を確認してください。

#### 第8 犯罪事実の要旨

- 1 犯罪事実（規則159条3号）

罪名と対応しているか、確認してください。

- 2 [REDACTED] 別紙と請求書の記載内容に食  
違いがないか、確認してください。

- 3 日時場所等について、提出された疎明資料で確認してください。

※ 酒酔い（酒気帯び）運転の事実を立証するための強制採血の請求は、呼気検査を拒否した事実（道路交通法118条の2、67条3項）も併せて記載する必要があります。

(記載例)

・・・、警察官が被疑者の身体に保有するアルコールの程度について調査するため、政令の定めるところにより、同人の呼気を検査しようとしたのにその検査を拒否し、警察官の命令に従わなかったものである。



## 第9 被疑者の人定事項

- 1 被疑者又は被告人の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨を記載すれば足ります（規則155条3項）。
- (1) 写真の添付を求める必要はありません。
- (2) 被疑者の特定ができない場合は「被疑者不詳」となります。
- 2 生年月日は記載要件ではありませんが、被疑者特定のための補助的な要素として記載する取扱いとなっています。
- ※ 犯行時14歳以上であること（刑法41条）
- 14歳未満（触法少年）の場合は、触法事件用の令状を使用します。
- ★ [REDACTED]
- 3 被疑者複数名を対象として請求する場合は「Aほか2名」という記載で足りますが、その2名が記載されているか、必ず犯罪事実を確認してください。

**第10 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物疎明資料で、対象が特定されているか、確認します。**

**第11 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由**

- ※ 7日を超えない場合は、斜線と押印がされています。  
※ 令状の有効期間は発付の日から7日間（規則300条）

(別紙を引用する場合)

別紙との契印

印

【※第9】

## 鑑 定 処 分 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名  
及 び 年 齢

【※第1】

被疑者に対する

道路交通法違反 【※第2】

被疑事件

について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。

鑑定人

氏 名  
職 業

埼玉県警察科学捜査研究所 技術職員

立 ち 入 る べ き 場 所  
検 査 す べ き 身 体  
解 剖 す べ き 死 体  
発 掘 す べ き 墳 墓  
又 は 破 壊 す べ き 物

血中アルコール濃度の測定をするのに必要な血液（ただし、4ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること 【※第4】

身体の検査に関する条件

採血は、医学的に相当と認められる方法により行わなければならない。 【※第5】

有 効 期 間

平 成 2 6 年 6 月 1 1 日 まで 【※第6】

有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

平 成 2 6 年 6 月 4 日 【※第7】

さいたま地方裁判所

裁 判 官 与 野 住 男 印 【※第8】

請 求 者 の 官 公 職 氏 名

埼玉県浦和警察署  
司法警察員警部

【※第10】

## 許可状

〈発付時〉※ 点検票を使用してください。（以下「被告人」の場合も同様です。）

### 第1 被疑者の氏名及び年齢

- 1 戸籍謄本等で確認し、正確に記載してください。
- 2 自称、通称名も記載しますので、疎明資料で確認してください。

※ 外国人の場合

裁判所では日本語を用いる（裁判所法74条）こととされているため、被疑者が外国人の場合「外国語のスペルにふりがな（片仮名）を付記する」方法が相当です。

ただし、捜査の初期段階で、日本語の読み方が判明していない場合等は不要です。

- 3 被疑者複数名の場合「ほか〇名」（又は全員を列記）と記載してください。

### 第2 罪名

請求書の罪名及び犯罪事実の要旨と合致しているか、確認してください。

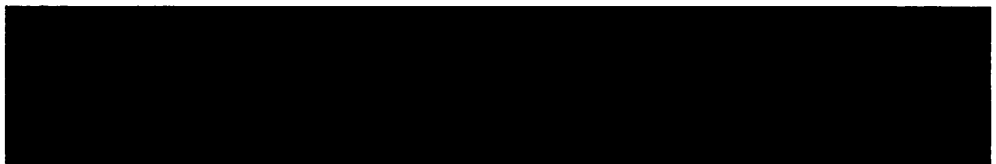
### 第3 鑑定人

職業及び年齢は記載要件とされていませんが、職業は請求書及び疎明資料を基に記載しています。

年齢は記載しない取扱いとしています。

### 第4 立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

- 1 強制採血の場合



- 2 毛髪採取の場合  
「被疑者の身体（毛髪）」

### 第5 身体の検査に関する条件

法225条4項、168条3項（裁判官は、鑑定にともなう身体検査について条件を附することができる）に基づくものです。

- 1 強制採血の場合

「採血は、医学的に相当と認められる方法により行わなければならない。」

- 2 毛髪採取の場合

「毛髪の採取は、約50本を頭部外貌に醜状を生じさせないように根

元から切り取ること」

#### 第6 有効期間

適法に許可状の執行に着手しうる期間です。

期間についての一般原則に従って初日算入はしません（法55条1項）。

末日は休日でも差し支えありません。

#### 第7 発付年月日

発付が午前零時を過ぎる場合は、注意してください。

#### 第8 裁判官の記名押印

#### 第9 契印

別紙を引用した場合（「請求者の官公職氏名」）は、裁判官が契印します。

#### 第10 請求者の官公職氏名

許可状の記載要件ではありません（法219条）が、記載する取扱いになっています。

※ 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」となります。

別紙の記載に誤りがないか、確認してください。

#### 第11 発付

1 [ ] 許可状の押印、契印等の形式的な部分を確認した後、請求者に対し、許可状及び疎明資料を交付し、令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。

2 令状請求事件簿の備考欄に発付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.4	110	浦和	道路交通 法違反	[ ]	鑑定 処分	与野	発付		当直 強制採血 20:35受付 21:15受付

## ■ 身体検査令状 (法218条)

### 身体検査令状請求書

【※第2】  
さいたま地方裁判所 裁判官 殿

【※第3】 埼玉県浦和警察署

司法警察員 警 部

【※第1】

平成26年6月4日

(受付)

さいたま地方裁判所

26. 6-4

20時35分

(む) E第111号

印

印

【※第4】

下記被疑者に対する 道路交通法違反 被疑事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名 【※第5】

2 身体検査を受ける者 【※第6】

氏 名  
年 齢  
職 業  
住 居  
健康状態

3 身体検査を必要とする理由 【※第7】

捜査報告書記載のとおり、採血拒否の挙に出るおそれがあるため

4 検査すべき身体の部位 【※第8】

被疑者 の身体 (左右いずれかの腕)

5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由 【※第9】

印

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由 【※第10】

印

7 犯罪事実の要旨 【※第11】

別紙記載のとおり

※ 身体検査 = (狭義)

人の身体についての検証

(広義)

- ・ 鑑定における身体検査 (法 225 条 1 項, 168 条 1 項)
- ・ 身体への搜索 (法 218 条 1 項, 102 条)

### 請求書

〈受付〉 (以下「被告人」の場合も同様です。)

第 1 請求書 (原本のみ提出) の余白に受付日付印を押捺し, 受付時刻を記載します。

第 2 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し, その傍らに認印します。※「地裁(む), 簡裁(る)」, 「許可状は E」

第 3 令状請求事件簿の備考欄に「当直」及び受付時刻を記載します。

- 1 「当直」及び受付時刻
- 2 強制採血 (※通常的身體検査令状と区別するためです。)

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.4	111	浦和	道路交通 法違反		身体 検査	与野	発付		当直 強制採血 20:35 受付

〈点検〉

第 1 日付

請求当日の日付になっているか, 確認します。

第 2 請求先

処理庁になっているか, 確認します。

第 3 請求者の記載

○ 請求権者: 検察官, 検察事務官, 司法警察員

※ 通常逮捕とは異なり, 警部以上の限定はありません。

※ 司法巡査は請求することができません (法 218 条 4 項)。

(司法警察員の指定を受けた司法巡査もいるため御注意ください。)

※ 原則として, 指定司法警察員が請求し, やむを得ないときは, 他の司法警察員が請求しても差し支えないとされています (犯罪捜査規範 137 条 1 項)。



**第 9** 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由  
7日を超えない場合は斜線と押印がされています。

※ 令状の有効期間は発付の日から7日間（規則300条）

**第 10** 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由  
必要がないため、記載されている場合には、削除してください。

**第 11 犯罪事実の要旨**

**1 犯罪事実（規則159条3号）**

罪名と対応しているか、確認してください。

2 [REDACTED] 別紙と請求書の記載内容に  
食違いがないか、確認してください。

3 日時場所等について、提出された疎明資料で確認してください。

※ 酒酔い（酒気帯び）運転の事実を立証するための強制採血の請求は、  
呼気検査を拒否した事実（道路交通法118条の2、67条3項）も  
併せて記載する必要があります。

（記載例）

・・・，警察官が被疑者の身体に保有するアルコールの程度について調査するため、政令の定め  
るところにより、同人の呼気を検査しようとしたのにその検査を拒否し、警察官の命令に従わなかつた  
ものである。



(別紙を引用する場合) 別紙との契印

印

【※第8】

## 身体検査令状

被疑者の氏名  
及び年齢

【※第1】

被疑者に対する

道路交通法違反 【※第2】

被疑事件

について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。

検査すべき身体

採血に必要な被疑者の身体 【※第3】

身体検査に関する条件

- 1 医師又は成年女子をこれに立ち会わせること
- 2 採血は、医師をして医学的に相当と認められた方法により行わせなければならない 【※第4】

身体検査を受ける者が正当な理由がなく身体検査を拒んだときは、10万円以下の過料又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。

有効期間

平成26年6月11日まで 【※第5】

有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

平成26年6月4日 【※第6】

さいたま地方裁判所

裁判官

与野住男

印

【※第7】

請求者の官公職氏名

埼玉県浦和警察署

司法警察員警部

【※第9】

## 許可状

〈発付時〉※ 点検票を使用してください。（以下「被告人」の場合も同様です。）

### 第1 被疑者の氏名及び年齢

- 1 戸籍謄本等で確認し、正確に記載してください。
- 2 自称、通称名も記載しますので、疎明資料で確認してください。

※ 外国人の場合

裁判所では日本語を用いる（裁判所法74条）こととされているため、被疑者が外国人の場合「外国語のスペルにふりがな（片仮名）を付記する」方法が相当です。

ただし、捜査の初期段階で、日本語の読み方が判明していない場合等は不要です。

- 3 被疑者複数名の場合「ほか〇名」（又は全員を列記）と記載してください。

### 第2 罪名

請求書の罪名及び犯罪事実の要旨と合致しているか、確認してください。

### 第3 検査すべき身体

- 1 強制採血の場合  
「採血に必要な被疑者の身体」
- 2 毛髪採取の場合  
「被疑者の身体（毛髪）」

### 第4 身体検査に関する条件

法218条6項（裁判官は、身体検査について条件を附することができる）に基づくものです。

- 1 強制採血の場合  
「採血は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない。」
- 2 毛髪採取の場合  
「毛髪の採取は、約50本を頭部外貌に醜状を生じさせないように根元から切り取ること」

※ 身体検査を受ける者が女性の場合「医師又は成年女子をこれに立ち会わせること」という条件も併せて記載することになります。

### 第5 有効期間

適法に許可状の執行に着手しうる期間です。

期間についての一般原則に従って初日算入はしません（法55条1項）。

末日は休日でも差し支えありません。

**第 6 発付年月日**

発付が午前零時を過ぎる場合は、注意してください。

**第 7 裁判官の記名押印**

**第 8 契印**

別紙を引用した場合（「請求者の官公職氏名」）は、裁判官が契印します。

**第 9 請求者の官公職氏名**

許可状の記載要件ではありません（法 219 条）が、記載する取扱いになっています。

※ 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」となります。

別紙の記載に誤りがないか、確認してください。

**第 10 発付**

1

請求者に対し、身体検査令状及び疎明資料を交付し、令状請求事件簿の「受領印」欄に印をもらいます。

2 令状請求事件簿の備考欄に発付時刻を記載します。

〔記載例〕

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.4	111	浦和	道路交通 法違反		身体 検査	与野	発付		当直 強制採血 20:35受付 21:15受付

■ **保護許可状** (警察官職務執行法3条1項)

保護承認許可請求書											
【※第1】 平成26年6月8日 〈受付〉   川越簡易裁判所 26. 6-8 7時15分 (行イ)第1号   印   【※第2】 川越簡易裁判所 裁判官 殿   【※第3】 埼玉県川越警察署長   印   下記の者は、引き続き、保護を要するものと認められるにつき承認許可状を 発付されたい。【※第4】   住所   職業   氏名   生年月日     <table border="1"><tr><td>保護の年月日時</td><td>平成26年6月7日 午前9時30分【※第5】</td></tr><tr><td>保護の理由</td><td>被保護者は、平成26年6月7日午前9時20分ころ、埼玉県川越市〇ー×先路上に横臥していたところを当署員に発見され、泥酔者と判明したが、今後、生命身体に急急の救護を要すると認められたため、保護したものである。 【※第6】</td></tr><tr><td>保護の場所</td><td>埼玉県川越市大字大仙波410番地1 埼玉県川越警察署 【※第7】</td></tr><tr><td>本許可状の有効日時</td><td>平成26年6月8日午前9時30分から 平成26年6月9日午後2時00分まで 【※第8】</td></tr><tr><td>引き続き保護するやむを得ない具体的な事情</td><td>被保護者は、現在、当署保護室において保護中であるが、埼玉県内には身寄り等がないものの、被保護者の義兄である鹿児島県〇〇市在住の[ ]が、平成26年6月9日午後2時ころ、当署に身柄を引き受けに来ることから、それまでの間、引き続き保護する必要がある。 【※第9】</td></tr></table>		保護の年月日時	平成26年6月7日 午前9時30分【※第5】	保護の理由	被保護者は、平成26年6月7日午前9時20分ころ、埼玉県川越市〇ー×先路上に横臥していたところを当署員に発見され、泥酔者と判明したが、今後、生命身体に急急の救護を要すると認められたため、保護したものである。 【※第6】	保護の場所	埼玉県川越市大字大仙波410番地1 埼玉県川越警察署 【※第7】	本許可状の有効日時	平成26年6月8日午前9時30分から 平成26年6月9日午後2時00分まで 【※第8】	引き続き保護するやむを得ない具体的な事情	被保護者は、現在、当署保護室において保護中であるが、埼玉県内には身寄り等がないものの、被保護者の義兄である鹿児島県〇〇市在住の[ ]が、平成26年6月9日午後2時ころ、当署に身柄を引き受けに来ることから、それまでの間、引き続き保護する必要がある。 【※第9】
保護の年月日時	平成26年6月7日 午前9時30分【※第5】										
保護の理由	被保護者は、平成26年6月7日午前9時20分ころ、埼玉県川越市〇ー×先路上に横臥していたところを当署員に発見され、泥酔者と判明したが、今後、生命身体に急急の救護を要すると認められたため、保護したものである。 【※第6】										
保護の場所	埼玉県川越市大字大仙波410番地1 埼玉県川越警察署 【※第7】										
本許可状の有効日時	平成26年6月8日午前9時30分から 平成26年6月9日午後2時00分まで 【※第8】										
引き続き保護するやむを得ない具体的な事情	被保護者は、現在、当署保護室において保護中であるが、埼玉県内には身寄り等がないものの、被保護者の義兄である鹿児島県〇〇市在住の[ ]が、平成26年6月9日午後2時ころ、当署に身柄を引き受けに来ることから、それまでの間、引き続き保護する必要がある。 【※第9】										

- ※ 1 警察官は、泥酔者、精神錯乱者、負傷者等を警察署等に保護しなければならない（警察官職務執行法3条1項）。
- 2 その保護は24時間を超えてはならない（同条3項本文）。
- 3 24時間を超えて保護を継続する場合は、保護許可状が必要となる（同条3項但書）。

## 請求書

〈受付〉

※ 簡裁の専属管轄です。

※ 保護をした警察官の属する警察署所在地を管轄する簡裁として処理します。

※ 裁判官令状当番表ファイル中の「処理できる令状一覧表」を確認し、当番裁判官に簡裁辞令があるか、確認してください。

当番裁判官に簡裁辞令がない場合は、

簡裁辞令のある裁判官を探し、処理を依頼してください。

※ さいたま簡裁管轄区域内の警察署から請求がされた場合

- 1 請求書（原本のみ提出）の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。
- 2 受付日付印の所定の箇所に事件符号（行イ）及び保護許可状受付簿（簡裁の ）に入っています。）で採番した番号を記載し、その傍らに認印します。
- 3 保護許可状受付簿の備考欄に「当直」及び受付時刻を記載します。

※ さいたま簡裁管轄区域外の警察署から請求がされた場合

当該警察署の所在地を管轄する簡裁として受け付けます（ただし、県北処理分（熊谷、本庄、秩父簡裁管轄区域にある警察署からの請求）は除きます。）。

- 1 請求書（原本のみ提出）の余白に受付日付印を押捺し、受付時刻を記載します。

※ 受付日付印の庁名を訂正します。

例 「さいたま地方家庭簡易裁判所」 → 「川越簡易裁判所」

- 2 「保護許可状仮受簿」（保護許可状受付簿と同一のファイル）に仮番号を採番します。
- 3 保護許可状を発付した庁に参考送付するため、請求書の写しを1部作成し、保護許可状仮受簿に挟んで、さいたま簡裁に引き継ぎます。

※ 請求書原本は保護許可状で引用するため、令状案作成前にコピーをとってください。

〔記載例〕 ※保護許可状仮受簿

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.8	仮 1	川越	警職法 3 条 の保護許可		保護 許可	戸田	発付		当直 7:15 受付

↑  
1 (さいたま簡裁管轄区域内の警察署から請求された場合) ※保護許可状受付簿

〈点検〉

第 1 日付

請求当日の日付になっているか、確認します。

第 2 請求先

※ 保護許可状を請求する警察署の所在地を管轄する簡裁になっているか、確認します。

異なっている場合は訂正させます。

第 3 請求者の記載

行政警察活動の一環のため「司法警察員」や「司法巡査」の記載は不要です。

※ 埼玉県警察における保護許可状の請求は「保護主任官が警察署長の指揮を受けた上で行う」とされていることから、警察署長が行う取扱いになっています（保護取扱規程（埼玉県警察本部訓令第 17 号）17 条）。

第 4 被保護者の人定事項

保護開始から 24 時間以内の請求になるため、戸籍謄本等の資料を提出することは困難です。そのため、被保護者の所持する身分証明書や被保護者本人からの申告によることになります。

第 5 保護の年月日時

保護を承認する期間における始期の 24 時間前になっているか、確認してください。

第 6 保護の理由

具体的に記載されている必要があります。

第 7 保護の場所

保護に着手した場所ではなく、被保護者が現在する場所になります。

※ 保護取扱規程（警察本部訓令17号）5条

精神錯乱者・・・・・・最寄りの精神科病院又は保護室

泥酔者又は酩酊者・・・・保護室

迷い子・・・・・・警察署，交番又は駐在所（やむを得ない事情がある場合は保護室）

病人又は負傷者・・・・最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に收容する必要がないと認められる場合は保護室）

上記以外の被保護者・・保護室

**第8 本許可状の有効日時**

※ 始期は，保護開始から24時間経過した時点となります。

※ 終期は，保護開始の日から最長で5日後（初日算入）となります。

※ 保護を承認する期間の終期を超えて，保護を継続する必要が生じた場合は，さらに保護許可状の請求をすることができます。

この場合，最初の保護を開始した日から起算して5日間となります。

★ 最初の24時間は時間単位で計算しますが，通じて5日間を計算する場合は日単位で計算します。

（例 保護開始：6月7日午前9時30分 → 延長終期：6月11日）

**第9 引き続き保護するやむをえない具体的事情**

具体的に記載されている必要があります。



請求書との契印

印

【※第7】

# 保護許可状

氏名	 【※第1】
年齢 住居 職業	別紙保護承認許可請求書記載のとおり 【※第1】
上記の者を下記のとおり引き続き保護することを承認する。	
やむを得ないと認められる事情	別紙保護承認許可請求書記載のとおり 【※第2】
保護の場所	別紙保護承認許可請求書記載のとおり 【※第3】
保護を承認する期間	別紙保護承認許可請求書記載のとおり 【※第4】
平成26年6月8日 【※第5】 川越簡易裁判所 裁判官 戸田恭平 印 【※第6】	
請求者の官公職氏名	別紙保護承認許可請求書記載のとおり 【※第8】
最初の保護開始の日時	平成26年6月7日 午前9時30分 【※第9】



## 許可状

### 〈発付時〉

**第 1 被保護者の氏名及び年齢、住居、職業**

請求書の記載を転記することになります。

※ 人定事項の疎明資料が添付されている場合は、疎明資料と確認します。

**第 2 やむを得ないと認められる事情**

※ 請求書を引用する場合は「別紙保護承認許可請求書記載のとおり」となります。

請求書の記載に誤りがないか、確認してください。

**第 3 保護の場所**

※ 請求書を引用する場合は「別紙保護承認許可請求書記載のとおり」となります。

請求書の記載に誤りがないか、確認してください。

**第 4 保護を承認する期間**

※ 始期は、保護開始から 24 時間経過した時点です。

※ 終期は、保護開始の日から最長で 5 日後（初日算入）です。

**第 5 発付年月日**

発付が午前零時を過ぎる場合は、注意してください。

**第 6 裁判官の記名押印**

**第 7 契印**

保護承認許可請求書（又は別紙）を引用した場合は、裁判官が契印します。

**第 8 請求者の官公職氏名**

許可状の記載要件ではありません（法 219 条）が、記載する取扱いになっています。

※ 別紙を引用する場合は「別紙記載のとおり」となります。

別紙の記載に誤りがないか、確認してください。

**第 9 最初の保護開始の日時**

保護を承認する期間の始期の 24 時間前になっているか、確認してください。

## 第 10 発付

- 1 [REDACTED] 許可状の押印、契印等の形式的な部分を確認した後、請求者に対し、許可状及び疎明資料を交付し、保護許可状受付簿（さいたま簡裁の管轄区域外にある警察署からの請求の場合は「保護許可状仮受付簿」）の「受領印」欄に印をもらいます。
- 2 保護許可状受付簿（さいたま簡裁の管轄区域外にある警察署からの請求の場合は「保護許可状仮受付簿」）の備考欄に発付時刻を記載します。

〔記載例〕 ※保護許可状仮受付簿

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪名等	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備 考
6.8	仮1	川越	警職法3条 の保護許可	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>	保護 許可	戸田	発付		当直 7:15受付 7:48受付

↑

1（さいたま簡裁管轄区域内の警察署から請求された場合） ※保護許可状受付簿